

平成30年

第3回定例輪之内町議会会議録

平成30年9月4日 開会

平成30年9月14日 閉会

輪之内町議会

第3回定例輪之内町議会会議録目次

9月4日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	5
町長提案説明	5
議第29号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2
議第30号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 4
議第31号（提案説明・質疑・委員会付託）	1 6
議第32号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 0
議第33号（提案説明・質疑・委員会付託）	2 2
議第34号から議第38号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	2 3
議第39号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 1
議第40号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 2
議第41号（提案説明・質疑・委員会付託）	3 4
議第42号（提案説明・質疑・討論・採決）	3 6
散会	3 8

9月14日

議事日程	3 9
本日の会議に付した事件	3 9
出席議員	4 0
欠席議員	4 0
欠員	4 0
説明のため出席した者	4 0

職務のため出席した事務局職員	40
開議	41
諸般の報告	41
一般質問	41
2番 古田東一議員	41
9番 森島正司議員	45
1番 上野賢二議員	54
議案上程	66
町長提案説明	66
議第31号から議第33号まで及び議第39号から議第41号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)	67
議第34号から議第38号まで (委員長報告・質疑・討論・採決)	74
議第43号 (提案説明・質疑・討論・採決)	85
閉会	90
会議録署名議員	91

平成30年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成30年9月4日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明
- 日程第6 議第29号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第7 議第30号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第8 議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議第35号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議第36号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議第37号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について
- 日程第17 議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第42号 輪之内町体育センター大規模改修工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第19までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	住民課長	野村みどり
福祉課長	菱田靖雄	代表監査委員	兒玉俊雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前8時59分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成30年第3回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、5番 小寺強君、9番 森島正司君を指名いたします。

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から9月14日までの11日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から9月14日までの11日間と決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成29年度5月分、平成30年度5月分、6月分、7月分に関する出納検査結果報告がありました。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条の規定により、町長から平成29年度健全化判断比率等の報告がありました。

平成29年度決算審査意見書は、お手元に配付のとおりです。

本日は代表監査委員に出席をしていただいておりますので、御報告をお願いいたします。

代表監査委員 兒玉俊雄君。

○代表監査委員（兒玉俊雄君）

皆さん、おはようございます。

議長から御指名をいただきましたので、それでは、これから監査報告を申し上げます。

と思っております。

平成29年度輪之内町一般会計、各特別会計の決算及び各基金の運用状況の審査を古田東一監査委員とともに厳正かつ公平に実施しましたので、監査委員を代表して審査の意見をお手元の決算審査意見書により申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、平成29年度の各会計歳入歳出決算及び証書類並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査しました。

審査の対象は、1. 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算、2. 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3. 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4. 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算、5. 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6. 平成29年度各基金の運用状況を示す書類であります。

審査の期日は、平成30年7月23日、24日と26日の3日間実施しました。

審査に当たりましては、予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、決算書、附属書類などに基づきながら、あわせて関係職員の説明を聴取する形で実施しました。

審査の結果を申し上げます。

審査に付されました一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されており、その内容を審査した結果、決算計数は誤りのないものと認められ、会計経理は完全でありました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証書類と合致しており、誤りのないものと認められました。

決算の概要と基金の運用状況、審査の意見については、この意見書に記載してありであります。

最後に、財政状況が依然として厳しい中、今後の社会情勢の変化を的確に把握し、将来を見据えた事業の選択と重点化などによる歳出抑制、限られた財源の効果的な活用に努め、真に住民に必要な安心・安全の高い行政サービスを的確に提供されることを期待するものであります。

以上で、平成29年度の決算審査の結果を申し述べましたが、私ども監査委員は、その使命を重く受けとめ、引き続き監査業務に万全を期してまいり所存でございますので、議会、町執行部の皆さん方の御理解、御協力をお願い申し上げます。報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

ありがとうございました。

兒玉俊雄代表監査委員には御退場願います。

(代表監査委員 兒玉俊雄君退場)

○議長（田中政治君）

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに平成30年第3回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、御苦勞さまでございます。

今年の夏は、口を開けば暑いという言葉しか出ないほど尋常ではない暑さが続きました。

岐阜地方気象台の統計によりますと、近傍の観測地点である大垣では、日中の最高気温が35度以上の猛暑日が何と24日を数えました。

全国的にもこの猛暑は同様で、熱中症により救急搬送された方は、昨年 비해約2倍と大幅に増加しております。今後も、この猛暑日は続くとの予報でございますので、健康管理には十分御留意をいただきたいと思っております。

また、今年の7月上旬に広い範囲で甚大な被害をもたらした西日本豪雨は、台風7号と活発な梅雨前線による長雨が大きく影響し、死者・行方不明者は200名を超える大災害となっており、今もなお7,000人の方が避難生活を余儀なくされているという状況であります。

また、同じく長雨により県内の関市上之保でも津保川が氾濫し、床上浸水被害が多数発生をしたところでございます。

当町では、この長雨、また先般の台風20号でも警戒準備体制をしいて警戒に当たっておりましたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。ただ、このことは単に運がよかっただけと言えるのかもしれませんが。人は、とかく自分は大丈夫、まだ大丈夫といった正常性バイアスによって、自分にとって何らかの被害が予想される状況下にあっても、それを正常な日常生活の延長上と捉えてしまいがちであります。

しかし、昨今の災害を見ておきますと、まさにどこでも、いつ起きてもおかしくない状況が現出しております。いま一度、このことを、私自身はもちろん、全職員、関係機関が再認識し、台風シーズンに向けた備えを万全にしなければならないことは論をまちません。

そうした意味からも、一昨日実施しました総合防災訓練は、短い時間の中でも反復訓練により、そのスムーズな初動体制の確立に向けて取り組んだものであります。

こうした反復訓練により、自分自身が次に何をすべきかを学習することが、ひいては「自助」につながると考えております。これが点から線、そして面となることで「共助」「公助」につながるものと考えております。

今後も、こうした反復訓練のほか、防災士の資格を取得された方々と協働でソフト面での充実を図るべく、各種訓練を展開してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

一方、国の政治情勢に目を向けますと、森友・加計学園の、いわゆるモリ・カケの問題に終始し、国政の重要課題が置き去りにされた感が否めない通常国会も終わりました。政界は、9月7日告示、20日に投開票が予定されている自民党総裁選挙に向けて動いております。

国民の政治不信を払拭し、日本の未来に明るい展望を示すことは国政の要諦であることは論をまちません。そういう意味では、活発な政策論争や機構改革を行うことにより、いまだ混沌としたカオスの状況も、政策構想、改革構想を一貫した政治構想として確立されることを期待しつつ、私どもとしても注視してまいりたいと考えております。

それでは、本日提出させていただきます議案について御説明いたします。

提出議案の内訳は、人事案件2件、補正予算3件、決算認定関係5件、条例3件、契約案件1件の合計14件でございます。

それでは、議案の概要を順次御説明申し上げます。

人事案件である議第29号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員3名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となることから、地方税法第423条第3項の規定により、委員の選任につき議会の同意を求めるものであります。

また、議第30号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員4名のうち1名がこの9月30日をもって任期満了となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命につき議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、補正予算関係でございます。

議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,582万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ41億6,026万1,000円と定めるものであります。

また、地方債の補正として、平成30年度の普通交付税額が確定したことに関連し、臨時財政対策債の発行額を増額補正するものでございます。

それでは、まず歳出の補正予算について御説明をいたします。

総務費では、プラネットプラザ内のパターゴルフ場用地の一部の土地、905平方メートルについて地権者の方より土地の買い取り申し出がありましたので、協議の結果、買収すべく土地購入費として633万5,000円増額計上するものでございます。

次に、生活安全対策費の50万円は、この後の議案にも上程しております輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定とも関連するわけですが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び回復を支援するため計上するものであります。

次に、戸籍住民基本台帳費については、既存システムの改修経費として32万2,000円増額計上するものでございます。

次に、民生費では、平成29年度に交付を受けた国庫及び県支出金について、その精算により超過分338万4,000円を返還するために計上するものでございます。

次に、土木費の土木管理費では、地震等により倒壊したブロック塀が緊急車両の通行を妨げたり、人命に危険を及ぼしたりすることを防ぐため、公衆用道路に面して設置されたブロック塀を撤去する費用の一部を補助する補助金を創設しようとして100万円を増額計上するものであります。

次に、道路橋りょう費では、今年度修繕予定の仁木橋及び御羽黒橋の工事請負費を精査したところ、現行予算額では不足が生じるために、その不足分170万円を増額計上するものであります。

次に、河川費では、福東排水機場の中央監視操作卓の更新につきまして当初予算に計上し、施工予定をしておりましたが、附属設備の制御盤につきましても調査の結果、老朽化等が要因で更新が必要との結論に至ったことから、追加で2,000万円増額計上するものでございます。

次に、教育費では、岐阜県が身近にある県内の地域の自然や歴史、文化、産業などについて学ぶ「ふるさと教育」を推進しておるところであります。当町児童・生徒がこの事業に参加すべく、県より10分の10の補助金の交付を受けて、アクア・トトぎふと岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で体験学習を実施しようとするもので、35万円を増額計上しようとするものであります。

次に、教育振興費として、国からの要望調査で理科備品についての補助金に応募していたところ、交付決定の旨の通知を受けましたので、備品購入費として213万円増額計上するものでございます。なお、本件に係る国からの補助金補助率は2分の1となっております。

続きまして、歳入について御説明いたします。

主なものとして、本年度の普通交付税額が確定したことにより、臨時財政対策債の発行可能額も確定しております。したがって、同地方債を500万円増額し、あわせて地方交付税を2,690万1,000円増額するものであります。

次に、議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,371万7,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、総務費においては、今年度から事業主体が県になったことに伴い、電算システムの改修を行うべく、27万円増額計上しております。

次に、保険給付費では、退職被保険者等療養費負担金を19万1,000円、また退職被保険者等高額療養費負担金を125万6,000円、いずれも現計予算額では不足が見込まれることから、それぞれ増額計上するものであります。

この退職者療養負担金については、県支出金の保険給付費等交付金を同額財源充当いたします。

また、電算システムの改修については、繰越金の財源充当を予定しております。

続いて、議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,258万4,000円と定めるものであります。

今回の補正予算は、歳出では、職員の昇格に伴い、給料、職員手当等を58万4,000円増額計上するものでございます。

なお、歳入は、繰越金を充当するものであります。

以上が補正予算の主な内容であります。

続きまして、平成29年度の一般会計、特別会計の決算認定について、順次御説明をいたします。

まず初めに、議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

平成29年度輪之内町一般会計の決算額は、歳入総額42億7,093万2,000円、歳出総額40億2,668万3,000円となり、歳入歳出の差し引き額は2億4,424万9,000円となりました。

歳入の37.3%を占める町税では、全体で対前年度比1億3,919万5,000円の増額となりました。その要因ですが、町民税個人とたばこ税は減収となっておりますが、町民税法人と固定資産税、軽自動車税が増収となり、中でも固定資産税が1億2,690万1,000円増収になったことが主な増の要因でございます。

また、税等交付金については、全体で7,586万7,000円の減となりました。その要因は、地方消費税交付金や自動車取得税交付金等は増額となっておりますが、地方交付税が

9,643万円減となったことが主な減の要因でございます。

また、国庫支出金については、全体で対前年度4,813万6,000円の減となっております。その要因は、臨時福祉給付金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金、小・中学校の整備に伴う公立学校施設整備費補助金、地方創生推進交付金等が減になったことが主な要因であります。

町債につきましては、対前年度比1億4,940万円の減となりました。その要因は、1億7,400万円まで発行が可能でありました臨時財政対策債の発行を全額取りやめ、最終的に28年度の繰越明許費に係る学校教育施設等整備事業債ほか2事業の1億8,150万円の発行にとどめたことが減になった要因でございます。

一方、歳出では、財源確保が困難な状況下において抑制型予算を基本とするも、安易な事業の見送りを避け、優先度・緊急度を重視した事業を展開してまいりました。

性質別では、普通建設事業においては、対前年度1億9,334万4,000円の減となりました。その要因であります。28年度には仁木小学校校舎の大規模改修や、懸案であった小・中学校の屋内運動場のつり天井対策、普通教室等の空調機器設置事業など、一気に複数の大型事業を実施したところでありますが、平成29年度は、その事業ボリュームを平準化させるべく、大藪小学校校舎の大規模改修や保健福祉センターの空調機器の更新等にいたしましたため、減となったものであります。

また、物件費では、対前年度3,154万8,000円の減となりました。その要因は、情報セキュリティ強化対策事業が平成28年度に完了し、皆減となったことが減の要因となっております。

また、補助費等は、対前年度1億667万2,000円の増となりました。その要因は、企業立地促進奨励金が1億548万4,000円皆増したことが増の要因でございます。

また、公債費は、対前年度8,862万1,000円の増となりました。その要因であります。将来に向けて健全財政運営を堅持すべく、6,094万4,000円繰り上げ償還を実施したことが増の要因でございます。

以上で、平成29年度の一般会計歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、今後も輪之内町の健全財政の礎を堅持しつつ、住民の方々の安全・安心な住環境の実現に向けて努力をしてまいります。

続いて、議第35号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

国民健康保険事業は、国民皆保険制度を支える重要な位置関係にございます。町においては、その円滑な事業運営と財政の健全化にもとより努めているところでございます。しかし、最近の潮流としては、急速な少子・高齢化社会への進展や、加入者の高齢化に伴う医療費の高騰、そして失業者や低所得者が集中するという制度・構造上の課題を抱えておりました。これは当町のみならず全国的な課題であり、そのように認識をされて

おったわけではありますが、今年度からはその制度設計を見直し、スケールメリットを生かすべく、県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割が期待をされているところであります。

平成29年度の決算額は、歳入総額11億8,055万8,000円、歳出総額11億1,299万7,000円となり、差し引き額は6,756万1,000円となりました。

なお、歳計剰余金処分として3,000万円を国民健康保険基金に積み立てております。

平成29年度における医療費は、平成28年度と比較して、一般被保険者分は0.51%の減、退職被保険者分も26.46%の減となり、医療費全体では対前年度1.32%の減となっております。

今年度から県が財政運営の責任主体となり、安定的財政運営の中心としての役割が期待されていることは先ほど申し上げたとおりではありますが、構成自治体として、町民の皆様様の健康増進と疾病予防、特定健康診査等により医療費の抑制を図り、事業の安定運営に寄与してまいります。

次に、議第36号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、県内の全市町村が加入する広域連合が運営し、対象者は75歳以上を基本とし、一定の障がいがある方は65歳以上の方が加入するものでございます。広域連合では、加入者の資格管理、保険料の賦課及び医療給付などを行い、市町村では、住民の利便性確保のため、申請書の受け付け等の窓口業務や保険料の徴収業務を行っております。

平成29年度の決算額は、歳入総額が7,642万6,000円、歳出総額が7,611万2,000円となり、差し引き額は31万4,000円となっております。

また、生活習慣病を早期に発見することを目的にぎふ・すこやか健診を行い、445人の方が個別健康診査を受診しております。その受診率は、県内1位の43.7%でございました。ちなみに、県内平均は21.8%となっております。

続いて、議第37号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。

当町では、児童福祉法に基づく児童発達支援施設として輪之内町発達支援教室そらを運営しております。

平成29年度の決算額は、歳入総額は1,490万5,000円、歳出総額は1,255万4,000円で、差し引き額は235万1,000円となっております。

発達支援教室そらでは、心身の発達について支援を必要とする就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を親子通園により提供しております。

次に、議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出

決算の認定について説明いたします。

平成29年度は、大藪地区の楡俣、楡俣新田と福束地区の本戸、里、南波の面整備及び幹線管渠の整備を行ったところであります。約15ヘクタールを整備し、下水道計画面積の88.1%が供用開始となっております。また、整備面積は327ヘクタール、処理区域内人口8,705人となり、全体計画に対する下水道普及率89.4%となっております。

決算額は、歳入総額7億6,855万5,000円、歳出総額7億4,088万1,000円で、差し引き額は2,767万4,000円でございます。

以上で、平成29年度の各会計別の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、条例関係の提案理由を説明いたします。

議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定につきましては、犯罪被害者等基本法に定める基本理念を実現するため、町としての意思を町民に明らかにするとともに、町民に対して犯罪被害者及びその支援への関心を喚起し、町として犯罪被害者等の支援を行う姿勢を示すことで、町民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的に制定をしようとするものであります。

続いて、議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省令で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布・施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

今回の改正内容は、教諭となる資格を有する者の規定の書きぶりの変更、そして放課後児童支援員になることができる者の基礎資格の新設について改正するものでございます。

次に、議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省令で定める家庭的保育児童等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布・施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容は、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長、そして家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大、それが主な改正内容でございます。

最後に、契約の締結関係でございます。

議第42号 輪之内町体育センター大規模改修工事請負契約の締結については、今年度大規模改修を行うため、一般競争入札を行い、仮契約を締結した工事請負契約について、地方自治法第96条及び町条例の規定により契約を締結すべく議会の議決を得ようとするものであります。

議案の説明については以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第29号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議案書により朗読説明をさせていただきます。1ページをごらんください。議第29号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。輪之内町固定資産評価審査委員会の委員中1名が任期を満了するので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、下記の者を選任したいので議会の同意を求める。平成30年9月4日提出、輪之内町長でございます。

今回の選任の同意をお願いする方は、下記のとおり、住所は輪之内町下大樽新田8341番地、氏名は森島信夫様、生年月日は昭和19年2月21日、任期は平成30年10月1日から平成33年9月30日まででございます。

御承知のとおり、固定資産課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査するために、各市町村に固定資産評価審査委員会を設置することが地方税法で規定されております。輪之内町の固定資産評価審査委員会の委員様は3名ですが、このうち1名の方が平成30年9月30日に任期が満了となりますので、その委員1名を選任すべく議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価審査委員会の委員となる資格につきましては、輪之内町の住民であるか、輪之内町の町税の納税義務者であるか、または固定資産の評価について学識経験を有している者、それらの方の中から選任するということになっております。

森島様は不動産鑑定士の資格をお持ちの方です。平成27年10月1日から当審査委員会の委員に御就任いただいております、このたび再任をお願いするものでございます。固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査、決定する機関である固定資産評価審査委員会の委員として適任であると考えております。

以上で、議第29号の説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

森島信夫氏はこれまでもやっていただいていたので再任だよというふうに今お伺いしましたけれども、この間に何回この審査委員会が開かれたのか、そしてどのような意見を出されたか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

審査委員会の回数につきましては、27年度が2回、それから28年度は3回、29年度は、開催はございませんでした。

どのような意見ということでございますが、町の固定資産の評価に関する内容について、どのような形で評価をされたかということを確認の上、町の評価額が適正であるというふうな判断の御意見をいただいております。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

審査委員会は、それぞれ2回、3回、ゼロ回というふうな実施だったようですけれども、この審査を希望される要件というのは、理由といいますか、何が不服といいますか、審査を申し出た方の意見ですけれども、それがどういうのがあって、それに対して、審査を申し立てても町の決定が正しいという判断を下されたというようなことですが、その辺のそれぞれ議論の内容というのはどんなような議論がされているのか。これは税務課のほうになるかもしれませんが、それ等をお伺いしたいと思います。

実は最近も雑種地に認定されて、いろいろと不服の声が若干聞こえてくるわけですが、そういうような町民の意見を十分審議されておるのかどうか、どのように審議されておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

総務課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

議論の内容ということでございますが、不服を申し立てられるということは、町からの固定資産税の評価額が御本人さんの思いとは違うということで、高い安いがありますが、評価の基準がどうかというような、おかしいのではないかというような内容で、もちろん不服の申し立てがあるわけでございます。その御本人さんからの不服の内容に対しまして委員会の中では、その申し出をされた方の意見と、それから町が固定資産税の

評価をした内容について、どのような形で評価をしたとかということを検討され、その内容について、最終的にこの町が評価した金額が正しいか、適正であるかどうか、それを判断されたということでございます。

地目によって評価額が変わりますので、それに対する御本人さんの思いと町の評価額の思いが違うということで、そういった不服の申し立てがあったとは思いますが、町としては評価すべき基準に基づいてその金額を算出しているということでございますので、そういうことを審査委員会の中でも、町のその基準の算出根拠が適正であるかということを検討された上で適正であるという御判断をいただいたものと思っております。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第29号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 輪之内町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第30号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第30号について御説明をさせていただきます。議案書の2ページをお願いいたします。

議第30号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。輪之内町教育委員会の委員中、1名が平成30年9月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、下記の者を任命したいので、議会の同意を求める。平成30年9月4日提出、輪之内町長。

委員の住所は、輪之内町南波15番地の6、氏名、佐久間玲子さん、生年月日、昭和37年7月28日生まれでございます。任期は、平成30年10月1日から平成34年9月30日まででございます。

経歴を申し上げます。佐久間玲子さんは、名古屋自由学院女子短期大学卒業後、小学校の非常勤講師、特別支援学校の常勤講師、放課後デイサービス児童発達支援管理責任者等を歴任され、現在は障がい者就労B型事業所の支援員として勤務されております。申し上げましたとおり、教育、福祉等に携わられた経験や幅広い知識を生かし、教育への提言をいただけるものと思っております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第30号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 輪之内町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ

いては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第8、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書3ページをお開きください。

議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）。平成30年度輪之内町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,582万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億6,026万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平30年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

4ページから5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続きまして、6ページの第2表 地方債補正については、今年度の普通交付税額が去る7月24日付で確定したところでございますが、連動して臨時財政対策債の発行可能額も確定いたしましたので、500万円増の1億7,540万円に補正するものでございます。

それでは、歳出の補正予算について御説明を申し上げます。別添配付の事項別明細書をごらんください。

事項別明細書8ページでございます。

款2.項1.目7.財産管理費の633万5,000円は、プラネットプラザ内のパターゴルフ場の用地の一部の土地、中郷新田道上でございますが、905平方メートルについて地権者の方より土地の買い取り申し出がありました。協議をした結果、買収すべく土地購入費として計上するものでございます。

次に、目10.生活安全対策費の50万円は、この後の議案にも上程しております輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定についてとも関連しますが、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者の経済的負担の軽減及び回復を支援する趣旨のもと、計上す

るものでございます。具体的には、犯罪により被害を受け、重症病を負われた方に支援金として10万円を2件分、被害を受け、不幸にして亡くなられた場合、見舞金として30万円を1件分、計上するものでございます。

次に、9ページをお開きください。款2.項3.目1.戸籍住民基本台帳費の32万2,000円は、平成14年度に導入いたしました現行の住民基本台帳ネットワークシステムについては、当時は窓口と電算室との連携は技術的な問題で、住民基本台帳ゲートウェイサーバーというのがありますけれども、そこを経由しないと連携を技術的にできませんでしたが、現在においては直接連携できるシステムが開発されております。この基本台帳ゲートウェイサーバーは、リースにより設置しておりますが、この10月末にリース契約の更新時期が到来いたします。当初予算では再リースにて対応する予算を計上しておりましたが、このサーバーを再リースすることよりも、今後発生するランニングコストの保守料や借り上げ料の費用と直接連携できるシステムに更新したときに発生する今後の利用料を比較すると、直接連携できるシステムに更新したほうが安価になることから、再リースを取りやめ、サーバーを撤去し、直接連携できるシステムを導入するための費用を計上するものでございます。

次に、10ページをごらんください。款3.項1.目2.障がい者福祉費の136万円は、平成29年度に交付を受けた国庫及び県支出金について精算により、その超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、目4.福祉医療費の202万4,000円につきましては、これも同じく29年度に交付を受けた県支出金について精算により、その超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、11ページをお開きください。款7.項1.目1.土木総務費の100万円は、地震等により倒壊したブロックが緊急車両の通行を妨げたり、人命に危険を及ぼしたりすることを防ぐため、公衆用道路に面して設置されたブロック塀を撤去する費用の一部を補助する補助金を創設しようとするものでございます。補助金は、補助率2分の1、1件当たり上限20万円の5件分を計上しております。

次に、12ページをごらんください。款7.項2.目2.道路維持費の10万円は、道路等の補修箇所が増加いたしておりまして、補修用材料費が不足する見込みでございますので、その分を計上するものでございます。

次に、目4.橋りょう維持費の170万円は、今年度修繕予定の仁木橋及び御羽黒橋の工事請負費を精査したところ、現計の予算額では不足が生じることが見込まれますので、不足分を埋めるべく計上するものでございます。

次に、13ページをお開きください。款7.項3.目1.河川総務費の2,000万円は、福東排水機場の中央監視操作卓の更新につきましては、当初予算3,100万円を計上し、施工予定をいたしておりましたが、附属設備の制御盤についても調査した結果、老朽化等が要

因で更新が必要との結論に至ったことから追加で計上するもので、国より工事請負費の12%相当額の交付を受けて施工しようとするものでございます。

次に、14ページをごらんください。款9.項2.目1.小学校管理費の23万8,000円は、岐阜県が身近にある地域の自然や歴史、文化、産業などについて学ぶ「ふるさと教育」を推進しておりますが、当町児童がこの事業に参加すべく、県より10分の10の交付を受けて、アクア・トトぎふと岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で体験学習をしようとするものでございます。

次に、目2.教育振興費の82万円は、国からの要望調査で顕微鏡や保管庫、薬品庫などの理科備品について応募したところ、交付決定の旨の通知がありましたので追加で計上するもので、国より補助金2分の1の交付を受けて購入しようとするものでございます。

次に、15ページをお開きください。款9.項3.目1.中学校管理費の11万2,000円は、小学校管理費で御説明申し上げましたが、同じく県からの交付金を活用し、各務原市の岐阜かかみがはら航空宇宙博物館で体験学習を実施するため計上するものでございます。

次に、目2.教育振興費の131万円は、小学校と同じく、国から補助金の交付決定の通知を受け、顕微鏡や電源装置、気圧計などの理科備品を購入するために計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。戻って恐縮ですが、3ページをお開きください。

款8.項1.目1.地方特例交付金14万4,000円の減額は、7月24日付にて本年度の交付額885万6,000円が確定いたしましたので、その超過分を減額するものでございます。

4ページをお開きください。款9.項1.目1.地方交付税の2,690万1,000円は、先ほど申し上げましたが、7月24日付にて今年度の交付税額8億6,127万6,000円が確定したところでございますが、そのうち、今回の補正予算額の歳出総額に対し調整すべく不足分として計上するものでございます。

次に、5ページをごらんください。款13.項2.目5.教育費国庫補助金の節1.小学校費補助金42万4,000円及び節2.中学校費補助金63万円は、先ほども歳出のほうで申し上げましたが、理科備品の購入に当たり、備品購入の補助対象基準額2分の1に相当する額をそれぞれ計上するものでございます。

次に、款13.項3.目3.土木費委託金240万円は、先ほど土木費の河川費で御説明申し上げましたが、福東排水機場の中央監視操作卓の附属設備の制御盤の更新に係る費用の12%相当分の額を委託金として計上するものでございます。

次に、6ページをお開きください。款14.項3.目3.教育費委託金の中学校費委託金37万5,000円及び小学校費委託金23万5,000円は、先ほども御説明申し上げましたが、児童・生徒が岐阜県の実施する、ふるさと体験事業を実施する費用の10分の10に相当する額をそれぞれ計上するものでございます。

最後になりましたが、7ページ、款20.項1.目1.総務費債の臨時財政対策債につきましては、冒頭の議案書6ページの第2表で御説明申し上げましたが、普通交付税の本算定を経て臨時財政対策債の発行が可能となる額が確定いたしましたので、不足額500万円を計上するものでございます。

以上で、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

小・中学校がふるさと体験に行かれるわけです。これは生徒全員が行かれる予定ですか。

○議長（田中政治君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

生徒全員ではなく、今回計上しておりますのは、大藪小学校と仁木小学校の3年生のみでございます。以上です。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

8番 森島光明君。

○8番（森島光明君）

土木総務費のブロック塀の撤去補助でございますが、これは高さは何メートルまでが対象になるのか。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

高さにつきましては、今、要綱等を策定しておるところでございますが、現在のところ、60センチ以上のものに対して助成を行う予定で進めております。上限はございません。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(田中政治君)

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第31号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算(第2号)については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(田中政治君)

日程第9、議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

野村みどり君。

○住民課長(野村みどり君)

議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

それでは、議案書の7ページをお開き願います。

議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)。平成30年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億3,371万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

8ページ、9ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきたいと思えます。事項別明細書をごらんください。

事項別明細書の歳出、5ページをお開き願います。

款1. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費、補正額の27万円につきましては、平成30年度から国保制度が都道府県化されたことに伴い、療養給付費調整交付金の申請様式が変更されるため、国保電算システムの改修による委託料を増額補正するものでございます。

次に、6ページをごらんください。款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目4. 退職被保険者等療養費の19万1,000円は、4月当初、脳梗塞の被保険者による高額な特殊コルセットに使用したため、今後、退職被保険者等療養費が不足することが見込まれるので増額補正するものでございます。

次に、7ページをごらんください。款2. 保険給付費、項2. 高額療養費、目2. 退職被保険者等高額療養費の125万6,000円は、脳腫瘍の被保険者が高額な頭蓋内脳腫瘍摘出手術を受けたため、今後、退職被保険者等高額療養費が増額する見込みであり、不足分を増額補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、3ページをお開き願います。

款5. 県支出金、項2. 県補助金、目2. 保険給付費等交付金144万7,000円につきましては、先ほど歳出で申し上げました退職被保険者等療養費及び退職被保険者等高額療養費の合計額です。こちらは県補助で、補助率は10分の10でございます。

続きまして、4ページをごらんください。款8. 繰越金、項1. 繰越金、目2. その他繰越金の27万円は、国保電算システム改修費による不足額の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

その他繰越金で、今回、繰越金が27万円しかないわけですけれども、前年度の決算額では、この繰越額は全体で幾らになっておりましたでしょうか。

○議長（田中政治君）

住民課長 野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

繰越額は6,756万1,000円です。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、6,756万1,000円というふうな御答弁でしたけれども、そのうちの補正後の金額で27万1,000円しかないわけですね。そのほかの資金はどのように運用されるつもりなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

住民課長 野村みどり君。

○住民課長（野村みどり君）

済みません、今、ちょっと手持ちの資料がございませんので、委員会のほうで説明させていただきますと思います。よろしくお願いいいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第32号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第10、議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

建設課長から議案説明を求めます。

近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

それでは、説明をさせていただきます。議案書10ページをお開きください。

議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。平成30年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,258万4,000円と定め

る。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月4日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

今回の補正につきましては、担当職員の昇格に伴う人件費を計上しておりますので、よろしく願いいたします。詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書、3ページをお開きください。歳入でございます。

款6. 項1. 目1. 繰越金58万4,000円の増額は、今回の補正財源に充てるため、繰越金を充当するものでございます。

次に、歳出でございますが、4ページをお開きください。

款1. 項1. 目1. 特定環境保全公共下水道建設費58万4,000円の内訳は、職員の人件費で、節2. 給料、節3. 職員手当等及び節4の共済費をそれぞれ増額するものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第33号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから
日程第15、議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳

出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

会計管理者に説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議第34号から議第38号まで、お手元にあります平成29年度輪之内町一般会並びに特別会計歳入歳出決算書にて一括で説明をさせていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

中ほどから朗読説明をさせていただきます。

上記決算審査をいたしましたところ相違ないものと認めたので、地方自治法第233条第3項により町議会の認定に付します。平成30年9月4日、岐阜県輪之内町長でございます。

平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算書。歳入金42億7,093万2,102円、歳出金40億2,668万3,240円、歳入歳出差引残金2億4,424万8,862円、うち翌年度繰越金は同額でございます。

それでは、以下、順次説明をさせていただきます。

2ページは平成29年度実質収支に関する調書です。

区分5の実質収支額は、翌年度繰越金の金額と同額でございます。

3ページの歳入を説明させていただきます。

款1. 町税は4つの項がありまして、合計で調定額に対する収入済額15億9,403万8,335円は、収納率94.4%です。

款2. 地方譲与税から5ページの款10. 交通安全対策特別交付金までは、調定額を100%収入しております。

款11. 分担金及び負担金は、調定額に対する収納率は98.2%です。

款12. 使用料及び手数料の収納率は99.9%です。

款13. 国庫支出金から7ページの款18. 繰越金までは、調定額を100%収入しております。

款19. 諸収入の収納率は95.9%です。

款20. 町債は1億8,150万円を発行しております。

歳入合計は、調定額43億7,559万1,640円に対し、収入済額は42億7,093万2,102円で、収納率は97.7%でございます。

次に、9ページの歳出を説明させていただきます。

款1. 議会費の予算に対する執行率は99%です。

以下、各款の予算に対する執行率でございますが、款2. 総務費は98.2%。

款3. 民生費は94.7%。

款4. 衛生費は94%。

款5. 農林水産業費は97.4%。

款6. 商工費は97.3%。

款7. 土木費は97.4%。

11ページになります。款8. 消防費は97.6%。

款9. 教育費は89%。

款10. 公債費は99.9%。

款11. 予備費からの執行はございません。

歳出の合計は、支出済額40億2,668万3,240円で、執行率は95.5%でございました。

続きまして、議第35号は85ページをお願いいたします。

中ほどより下で、平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金11億8,055万8,361円、歳出金11億1,299万6,889円、歳入歳出差引残金6,756万1,472円、うち翌年度繰越金が3,756万1,472円で、基金繰入金が3,000万円でございます。

次に、87ページ、歳入を説明させていただきます。

款1. 国民健康保険税の調定額に対する収納率は74.3%です。

款2. 使用料及び手数料から89ページの款11. 諸収入までは、調定額100%を収入しております。

歳入の合計は、調定額12億6,613万6,824円に対し、収入済額11億8,055万8,361円で、収納率は93.6%でございます。

次に、91ページ、歳出を説明させていただきます。

款1. 総務費の予算に対する執行率は93.9%です。

以下、各款の予算に対する執行率としまして、款2. 保険給付費が90.2%。

款3. 後期高齢者支援金は98%。

款4. 前期高齢者納付金は95.9%。

款5. 老人保健拠出金は3.6%。

款6. 介護納付金は89.5%。

款7. 共同事業拠出金は84.6%。

款8. 保健事業費は78.3%。

款9. 公債費の執行はありません。

款10. 諸支出金は99.8%。

93ページになりますが、款11. 予備費の執行もございません。

歳出合計は、支出済額11億1,299万6,889円で、執行率は89.5%でございます。

続きまして、議第36号は117ページをお願いいたします。

中ほどより下で、平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。歳入金7,642万6,429円、歳出金7,611万2,929円、歳入歳出差引残金31万3,500円、翌年度繰越金、同額でございます。

次に、119ページの歳入を説明させていただきます。

款1. 後期高齢者医療保険料の調定額に対する収納率は99.98%です。

款2. 使用料及び手数料から款6. 諸収入までは調定額を100%収入しております。

歳入合計は、調定額7,643万5,929円に対して収入済額7,642万6,429円で、収納率は99.9%でございます。

次に、121ページの歳出に移ります。

款1. 総務費の予算に対する執行率は91%。

以下、各款の執行率は、款2. 後期高齢者医療広域連合納付金が99.9%。

款3. 保健事業費は99.3%。

款4. 諸支出金は90.5%。

款5. 予備費の執行はありません。

歳出合計は、支出済額7,611万2,929円で、執行率は99.2%です。

続きまして、議第37号は129ページをお願いいたします。

こちらの中ほどより下でございますが、平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金は1,490万5,666円、歳出金1,255万4,229円、歳入歳出差引残金235万1,437円で、うち翌年度繰越金も同額です。

次に、131ページの歳入をお願いいたします。

款1. 障害児給付費から款6の諸収入まで収入がありませんでした。款3の繰入金を除きまして、いずれも調定額と収入済額が同額で、収納率は100%でございます。

歳入の合計は、調定額、収入済額とも1,490万5,666円で、収納率は100%でございます。

次に、133ページ、歳出の説明に移らせていただきます。

款1. 総務費の予算に対する執行率は46.9%。

款2. 児童発達支援事業費の執行率は88.6%。

款3. 予備費の執行はございません。

歳出合計は、支出済額1,255万4,229円で、執行率は86.1%でございました。

続きまして、議第38号は139ページをお願いいたします。

平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書。歳入金7億6,855万5,466円、歳出金7億4,088万1,226円、歳入歳出差引残金2,767万4,240円、うち翌年度繰越金も同額です。

次に、141ページの歳入を説明させていただきます。

款1. 分担金及び負担金の調定額に対する収納率は90.1%です。

款2. 使用料及び手数料の収納率は99.1%でございます。

款3. 国庫支出金から款8. 町債まで調定額の100%を収入しております。

収入合計は、調定額7億7,299万8,456円に対し、収入済額7億6,855万5,466円で、収

納率は99.4%です。

次に、143ページの歳出の説明をさせていただきます。

款1. 公共下水道費の予算に対する執行率は94.4%です。

款2. 公債費の執行率は99.9%。

款3. 予備費の執行はございません。

歳出合計は、支出済額7億4,088万1,226円で、執行率は95.5%です。

以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、各会計にわたって収納率と執行率について説明をいただきましたけれども、この収納率が低いところ、要するに歳入が不納になっているところ、それはどういうふうに理解しているのか、収入未済額についてどのように理解しているかということ。

それから、国や県からの支出金、あるいは交付金等は、これは当然、調定額に対して100%であることは当たり前のことであります。それよりも、予算現額と比較してその収入済額がどうだったのか、当初予算の組み方が適正だったかどうかということを検討する必要があると思うんですけれども、その辺はどのように感じておられるのか。

それから、執行率について、執行率が高いところ、低いところ、いろいろあるわけですが、この執行率が高ければいいと判断するのか、低ければいいと判断するのか。現在の執行率の今言われた数値について、総体的にどのように理解すればいいのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

会計管理者 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

まず、御質問の収入未済額でございますが、それぞれ会計によってそれぞれの理由があると思います。主に税関係ですとか、それから使用料とか、そういう徴収金に係るものの執行が悪いということでございますが、これについてはそれぞれの担当部局のほうでその徴収率の向上に対して努力といたしますか、徴収率の向上のための業務を進めているというふうに理解しておりますので、どのように思うかということでございますが、当然この収納率の向上には努めなければいけませんので、今後も引き続いてその努

力を進めていくということだと理解しております。

それから、予算に対する比較が大切ということでございますが、確かに予算に対し収納率がどうかということは、当初の予算の中で次年度の収納をどのように見込むかということでございますが、それぞれの予算に対しての収入については、年度の事業を進めていく間の中で、その中身が変更ですとか見直しがされてくるということでの変化も当然ありますので、これにつきましても、それぞれの事業課のほうで当該年度の事業を進めていくに当たりまして十分な検討をされた結果であるというふうに思っております。

それから、執行率に対しまして高い低いがどうかということでございますが、確かに執行率が高ければ、事業をやったという評価もありますし、執行率が低ければ、節約したというような評価もあると思います。これも事業によってそれぞれ内容が変わると思いますので、総合的な御意見を求められておるということでございますので、会計に携わる者としましては、それぞれの担当課が適切に事業の運営をする中で結果としての収納率、また執行率があるというふうに理解をしております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、会計の立場からは適切な財政運営がなされたというふうに判断されておるのか、何ら今後改善する必要もないというふうに思っておられるのかどうか、その辺のところを端的にお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

会計管理者 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

会計の立場として、適切に行われているから改善の余地はないのかという御質問でございますが、事業を進めていく上に当たりまして、当然改善は必要であると思っております。たとえそれが満足がいくものであっても、さらにそれを改善してよりよきものになっていくというのが町の執行部の立場でございますので、一概に改善する余地がないのかと言われますと、それはありません。もちろん、今後も町民の福祉のために努力をしていくという立場でございます。

○議長（田中政治君）

ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の答弁はちょっと納得できませんけれども、要は今後どういうふうに適切な財政運営を行っていくかということを検討するというのがこの決算審査の大きな目的でもあるはずです。こうでしたという数字だけ並べても、それでは今後の財政運営の改善には何ら貢献しない。現実を見るだけでは、何の意味もないことだと私は思います。やっぱり今後どうすべきか。29年度はこういう問題があった、今後はこういうのを改善していく、そういうような問題意識を持って審査しない限り財政運営の向上は見られないと思いますが、その辺はどのように考えるか、お伺いします。

○議長（田中政治君）

参事 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

財政サイドへの御質問と理解いたしました。先ほど会計管理者のほうから、執行については今後も不断の見直しを行いながら進めていくと御答弁申し上げました。まさにそのとおりでございます。

今回、私ども財政サイドといたしまして、29年度決算について特徴的なことを、一端を申し上げたいと思います。

特徴的には、税収において企業誘致等により固定資産税が1億2,690万1,000円増額いたしました。しかし、そのうち1億548万4,000円を企業立地奨励金2社分として交付していること、またその税収増になったことに連動して、地方交付税が9,643万円の減額になったというのが主な特徴として上げられます。

この現象は、平成29年度から3年間、31年度分までは続くというふうに理解しております。32年度からは、この税収増分が一般財源として各事業費に配分できることとなります。したがって、ここが踏ん張りどころというふうに考えております。

その中でも、先ほど会計管理者も申し上げましたが、歳出のほうでいろいろと工夫をしながら経費節減に努めた。そして、歳入におきましては、なるべく外部資金を獲得するよう努力した。そういった中において、29年度においては臨時財政対策債の発行を取りやめにしてゼロに抑えた。そして、少しでも地方債を抑えられたこと。また、基金繰入金をゼロに抑えまして、なおかつ6,094万4,000円の繰り上げ償還を行えたことは、将来に向けて健全財政の運営に寄与できたものというふうに考えております。

いずれにいたしましても、先ほど冒頭にも申し上げましたが、今後、町政の運営に当たりまして不断の見直しを行いながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議第34号から議第38号までについては、7人の委員で構成する平成29年度決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査をすることにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第34号から議第38号までについては、7人の委員で構成する平成29年度決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。

暫時休憩をします。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました平成29年度決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名をしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、平成29年度決算特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

平成29年度決算特別委員会の委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩をします。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時51分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成29年度決算特別委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長は、高橋愛子君、副委員長は、小寺強君です。

これで報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第16、議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定についてを議題といたします。

危機管理課長から議案説明を求めます。

田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

それでは、議案書の14ページから17ページにより説明をさせていただきます。

14ページをごらんください。

議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について。輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例を次のように定めるものとする。平成30年9月4日提出、輪之内町長でございます。

15ページからは条文になりますが、この条例の制定につきましては、第1条の目的のとおり、犯罪被害者等基本法におけます犯罪被害者等の支援に関する基本となる事項を定めることによりまして犯罪被害者等が必要とする施策を推進し、もって犯罪被害者等が受ける被害の軽減及びその回復を図り、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とするものでございます。

15ページの1条に続きまして2条では、この条例の用語の意義を定めております。

3条では、犯罪被害者等基本法第3条の基本理念に準拠し、定めております。

第4条から6条では、町、町民等、また事業者の責務を定めております。

第7条から11条では、犯罪被害者等が犯罪等の被害を受けた後であっても日常生活を営むことができるよう、町としてでき得る支援を講ずることを定めております。

第12条では、犯罪の実態により支援を行わない場合もあることを定めます。

13条では、この条例に規定されている事項のほか必要な事項がある場合、町長が別に定めるとしてあります。

附則としまして、この条例は平成30年10月1日から施行するものとします。

以上で、議第39号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第39号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第17、議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案書の18ページをごらんください。

議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年9月4日提出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、もともと児童福祉法第34条の8の2の規定によりまして厚生労働省令で定める基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を参酌して制定をしたものでございます。内容といたしましては、設備の基準、職員要件などについて定めているものでございます。

このたび、この基準の一部を改正する省令が公布・施行されたことに伴いまして、それに合わせる形で所要の改正をお願いするものでございます。

今回の改正は2点でございますが、いずれも放課後児童支援員の基礎資格に関するものでございます。1つ目は、教諭となる資格を有する者の規定の書きぶりの変更です。もう一つ、2つ目は、放課後児童支援員になることができる者の基礎資格の新設でございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

1点目の第11条第3項第4号の改正につきましては、規定の書きぶりの変更です。これにつきましては、教諭となる資格を有する者の趣旨を明確にするもので、実質的な内容を変更するものではありません。現在の教員免許制度では、免許の更新制が導入されております。したがって、免許取得後、一定期間を経過するまでに更新講習を受

講しなければ免許状の効力がなくなり、教諭、学校の先生になることができない、続けることができないということになっております。

一方ですけれども、放課後児童支援員のほうとしましては、人の資格としては、一度教員免許状を取得した方であれば支援員になることができます。つまり、更新講習を受講していない方、免許状の効力がない方でも支援員になることができる取り扱いがなされておりますので、現在の取り扱いに合わせる形で規定ぶり、書きぶりを直すものでございます。要するに、単に免許状を有していればよいということを明確にする改正でございます。

2点目の第10号の新設につきましては、基礎資格の新設です。これまで放課後児童支援員の基礎資格としては、保育士、社会福祉士、先ほどの教職員免許状などの資格を持っている方のほか、高等学校卒業者で一定期間の経験のある方、大学、大学院などで専門の学科や課程を修めた方、そういった方が支援員になることができるという扱いになっております。このたび新設をします第10号につきましては、資格や免許、学歴等の要件は特に規定をせず、一定の経験年数のみでありますので、その意図するところは、高校を卒業していない方でも放課後児童支援員になることができるよう基礎資格を拡大するものでございます。

最後に、改め文に戻りますけれども、この一部改正の施行は公布の日からでございます。

以上で御説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第40号については、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（田中政治君）

日程第18、議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

福祉課長から議案説明を求めます。

菱田靖雄君。

○福祉課長（菱田靖雄君）

それでは、輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

議案書の20ページをごらんください。

議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成30年9月4日提出、輪之内町長でございます。

この条例につきましては、もともと児童福祉法第34条の16の規定によりまして厚生労働省令で定める基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を参酌して制定をしたものでございます。内容としましては、家庭的保育事業等の設備の基準、職員などについて定めております。

このたび、この基準の一部を改正する省令が公布・施行されたことに伴いまして、それに合わせる形で所要の改正をお願いするものでございます。

主な改正内容は3点でございます。1つは、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和、2つ目は、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に関する外部搬入施設の拡大、3つ目は、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長でございます。

新旧対照表で御説明をさせていただきますので、新旧対照表の3ページをごらんください。

第7条につきましては、保育所等との連携を規定しているものでございます。

第7条の第1項、本文の改正につきましては、保育所、幼稚園または認定こども園の定義づけでございます。

第7条第1項の本文とその第2号ですけれども、家庭的保育事業所の職員の病気や休暇に備えて、保育所、幼稚園、認定こども園のいずれかによる代替保育の提供、確保を義務づけておりますが、4ページの今回新設をします第7条第2項と第3項につきましては、主な改正内容の1つ目、代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和について規定をするものでございます。一定の要件を満たす場合は、保育所、幼稚園、認定こども園

以外の施設を連携施設としてもよいとするものでございます。

第7条第2項につきましては、緩和する際の条件を規定しております。その条件につきましては、代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、かつ第1号と第2号の両方を満たす場合につきましては、先ほどの第7条第1項第2号を適用しないことができるとするものでございます。

第7条第3項につきましては、第2項の条件を満たす場合の代替保育を提供する際の連携協力者を規定しているものでございます。

第1号ですけれども、家庭的保育事業者等が家庭的保育事業を行う場所以外の場所において代替保育を提供する場合については、小規模保育事業A型、もしくはB型、または事業所内保育事業を行う者と連携する。

第2号のほうでは、家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合は、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者と連携すると、それらを確保することで代替保育の提供に係る連携施設とするというものでございます。

次に、5ページになりますけれども、第17条につきましては、食事の提供の特例を規定しているものでございます。

第17条第2項第4号の新設につきましては、主な改正内容の2つ目、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大についてでございます。家庭的保育事業者は、当該事業所内で調理する方法で食事を提供することを基本としながらも、家庭的保育事業者が一定の条件を満たす場合については外部で調理をした食事を搬入してもよいこととし、第2項では、その搬入施設を規定しております。

今回新設をする第17条第2項第4号については、保育所等から調理業務を受託しており、給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮等に適切に応じることができる者として、市町村が適当と認める事業者からの食事の外部搬入を可能とするものでございます。

次に、第46条の改正は、先ほどの第7条の改正に伴う改正でございます。

続いて、6ページになりますが、附則第3項の追加は、主な改正内容の3つ目、家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長についてでございます。

附則第2項の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅で保育を提供している家庭的保育事業者につきましては、自園調理により行うために必要な体制を確保するという努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を5年から10年に延長するものでございます。

なお、これ以外の改正につきましては、今回の改正による参照箇所はずれの改正、括弧書きの追加、字句の修正などがございます。

最後に、改め文に戻りまして、この一部改正の施行につきましては、公布の日からお願いするものでございます。

以上で御説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第41号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（田中政治君）

日程第19、議第42号 輪之内体育センター大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

教育課長から議案説明を求めます。

中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

それでは、議第42号について御説明をさせていただきます。

議案書の24ページをお願いいたします。

議第42号 輪之内体育センター大規模改修工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した輪之内体育センター大規模改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。平成30年9月4日提出、輪之内町長でございます。

契約の内容であります。工事名は、輪之内体育センター大規模改修工事、工事場所は、輪之内町四郷地内、工期は、着工は本契約締結の日、完成は平成31年3月22日、契約金額は9,503万8,920円です。契約の相手方は、岐阜県揖斐郡池田町田畑699番地の3、株式会社河村綜建、代表取締役 河村義明でございます。

先ほど町長の提案説明の中でもございましたように、輪之内体育センターの老朽化に伴い、大規模改修工事を行うものであります。

8月8日に開札をし、8月20日に仮契約を締結してございます。このときの開札に当たっての参加は、5社でございました。

7月20日、工事の公告を行いまして、8月8日に開札、8月10日に選定委員会にて審査を行い、8月20日、仮契約、そして本日、審議をお願いしているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第42号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 輪之内体育センター大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

ただいま各常任委員会及び決算特別委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定により9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第31号から議第41号までについては、9月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。各常任委員長及び決算特別委員長は、9月14日に委員長報告をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をします。

定例会最終日は午前9時までに御参集を願います。

本日は大変御苦勞さんでございました。

(午前11時13分 散会)

平成30年9月4日開会 第3回定例輪之内町議会

第2号会議録 第11日目

平成30年9月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）

議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定について

議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成30年第3回定例町議会付託事件）

日程第6 議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第35号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第36号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第37号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎平成29年度決算特別委員会委員長報告

（平成30年第3回定例町議会付託事件）

日程第7 議第43号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 経営戦略課長	荒川浩	調整監 (産業・建設)兼 産業課長	中島智
会計管理者兼 総務課長兼 危機管理課長	田中久晴	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	住民課長	野村みどり
福祉課長	菱田靖雄		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	中島広美	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成30年第3回定例輪之内町議会第11日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第31号、議第33号及び議第39号についての審査報告がありました。

次に、文教厚生常任委員長から、議第31号、議第32号、議第40号及び議第41号についての審査報告がありました。

次に、平成29年度決算特別委員長から、議第34号から議第38号までについての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（田中政治君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までといたします。

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

先般の台風21号により被害に遭われた方々に対してお見舞い申し上げます。

町では、早速広報で、素早く災害被害部材の町持ち込みを手配され、町民から非常に感謝されております。担当者は御苦労さまでした。

小学校区統合に道筋を。

各自治体で人口減少が進む中、当町でも同じ傾向にあります。輪之内町でも人口1万人の大台から、30年8月末現在、9,731人です。

平成24年度のゼロ歳児の出生者数は104人であったのが、平成29年度出生者数は59人で、この間、約4割の減であります。30年4月から7月の4カ月間の出生届け出数は、わずか17人です。これでは30年度の出生数は、40人台に落ち込む状況であります。

一部の学校では、各学年クラスの学童は、近い将来、1桁になりそうです。

各学校の大規模改修工事が終了してからは、10年、20年先には学区統合を視野に、新校舎の建設計画に向かわなければならないと考えます。

以前、公共施設事業今後の35年計画を立てている段階とのお話がありましたが、現況はどうなっているのか、お答えください。

現時点では学校合区世論は熟してはおりませんが、学区統合の議論をする段階に教育行政はかじを切るべきだと考えます。教育長の答弁もお願いいたします。

四郷南部ほ場整備が始まり、よい機会であります。役場周辺を文教地区に指定し、学校用地の確保に今から向かうべきであります。

以前町長は、5選している首長もあると述べられておりましたが、お見受けいたすところ、至って元気で健康そうであります。人生100歳時代とまで言われるようになりましたが、政権意欲のほどをお聞かせください。

県指定史跡、薩摩遺跡周辺に町長念願の工場誘致施策が完工し、観光に文化に適した有力地帯であり、歴代町長の念願の施策を検討もなく、なぜ潰したのかとやゆされております。周辺の知識人、文化人からは、的外れの町長の施策だったと漏れ聞こえてきます。失礼を申し述べましたが、あしからず。

今回提案の文教（学校）用地取得は、町長の起死回生のまたとないチャンスであると考えますが、町長の見解をお答えください。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

古田議員からは小学校区統合に道筋をとということで、学区の統合や文教施設用地の取得確保についての御質問をいただきました。順次、お答えをさせていただきます。

議員からは、まず最近の出生者数等についての御発言がございました。傾向としては、その判断を異にするまでのことはありませんけれども、一部私どもが掌握している数値と若干その捉え方に異なる点がありますので、御説明をさせていただきたいと思えます。

議員が掌握されている人数は、その基準日における住民基本台帳に登録されている人数でございました。私どもは、あくまでも輪之内町内での出生者数で人数を把握しているところでございます。

その数について申し上げますと、平成24年度の出生者数は104人とありましたが102人、平成29年度の出生者数は59人とありましたが61人、また30年度4月から8月の5カ月間の出生届け出数は17人とありましたが27人と掌握しております。

また、9月から来年3月末までの出生予定者数は、現在まで母子手帳等の届け出が50人と掌握しており、今年度の出生予定者数は77人を見込んでおるところであります。

また、御質問中、一部地域において児童数が1クラス当たり1桁台になりそうとのことではありますが、現在の当該地域のこども園における3歳児から5歳児の数を見てみますと、それぞれ20人以上であることを御承知おきいただきたいと思います。

さて、議員が言われる10年から20年先の学区統合をも視野に入れるということに関しては、児童数が減少し、統合を検討する時期が到来したときには、総合教育会議、学校運営協議会、地域や保護者の代表による検討委員会等の意見を踏まえつつ、学校教育の将来ビジョンを共有し、統合によってよりよい学校になる、魅力ある学校づくりにつながると、そんな道筋を明確にした上で取り組むことが必要だと考えております。

現在までの児童数の推移を申し上げますと、平成19年度をピークに、仁木小学校、福東小学校は、やや減少傾向にあります。大藪小学校については、年々増加傾向にあります。

今後、5カ年間の児童数の推移につきましても、仁木小学校、福東小学校については、1学年1学級、大藪小学校については1学年1学級、もしくは2学級で、1学級当たり20人以上の児童数が見込まれ、児童数減少を原因とする小学校区統合については、議員も先ほど御発言のように、やや時期尚早かと考えております。

また、関連して公共施設事業の今後の35年計画を立てている云々の御発言がございましたが、これについては、27・28年度の2カ年かけて整備いたしました公共施設等総合管理計画のことと理解をいたしました。本計画の策定に至った背景としては、現在、我が国は少子・高齢化による本格的な人口減少時代を迎え、生産年齢人口が減少することが予測されております。当町でも例外ではなく、国立社会保障・人口問題研究所の推計値では、40年後には輪之内町の人口は約8,000人まで減少するという推計値が公表されておるところでございます。

また、生産年齢人口の減少に伴う地方税収入の減少、高齢化による社会保障関係経費の増嵩などが財政状況を逼迫させることが懸念されております。公共施設等に充当できる財源の限界が課題となっております。

こうした状況のもと、公共施設等総合管理計画は、本町が保有する庁舎や学校などの公共施設と道路や上下水道施設などのインフラとをあわせた全ての公共施設等を対象に、総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な方針を示すことを策定の目的としております。

計画期間は、議員の言われるとおり、35年間としておりますが、アクションプランとして10年ごとに見直すことを予定しております。

本計画では、建設から廃止に至るまでのライフサイクルコストの縮減と大規模改修・更新に要する資金需要の平準化を目標に掲げ、公共施設等の管理についての考え方を事後改修から予防保全へと転換して、点検等を強化し、現有の公共施設等の長寿命化を図ること、人口や財政の動向、社会情勢、利用状況や老朽化の度合いなどを総合的に勘案し、総量最適化に取り組むことを基本的な方針として設定しております。現在は、第1次アクションプランにおいて管理・運営をしているところであります。

また、議員からは四郷南部で予定されておりますほ場整備事業の創設非農用地を文教

施設として用地取得したらどうかと、そんな御提案がございました。

現状での3こども園、3小学校の園児数や児童数の今後の推計値によりますと、確かに校区によっては減少傾向にあるものの、激減によりクラス編制ができないような状況にはございません。また、社会インフラを含む公共施設等に係る費用についても、その試算値から財政運営を著しく逼迫させる危機的な状況下にはございません。

したがって、目的を文教施設に絞っての用地取得は、現時点では考慮の対象外だと考えております。

ただし、これはそもそも論ではございますけれども、学校等の統合に当たっては、単に園児・児童数の増減のみにとらわれず、輪之内町における義務教育のあり方等も踏まえた骨太の議論が必要であり、さまざまな視点から議論をしていく必要があると考えております。

私としては、人口や財政の動向、社会情勢、利用状況や老朽化の度合いなどを総合的に勘案し、総量最適化に伴うことを初め、義務教育と地域とのかかわり方等々、関係者間での議論をもっと深め、地域住民の意向を十分に酌み取った上で、その合意を前提にした義務教育の振興を図るべきと考えております。

いずれにしても、教育は百年の大計、課題解決のタイミングを逸することのないよう、適時的確に判断してまいります。

なお、質問中にもございました政権云々につきましては、日々全力で町政運営に当たっていることを申し上げます。

また、御質問中で議員の御意見、御感想に係る部分が幾つかございましたが、それも多様な見解の一つとして承っておきたいと思っております。

以上で、古田議員に対する一般質問の答弁とさせていただきます。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

古田東一議員の小学校区統合の道筋をの御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁にもございましたように、小学校区統合については、現在の児童数の推移から見て議論する時期ではないと考えております。児童数の合計を見ると、緩やかに減少傾向であり、今後、何年か後には小・中学校の小規模化が進むことが予想され、公立学校の適正規模・適正配置等から、学校の統廃合や小中一貫教育の学校も視野に入れ、今後の学校のあり方を検討する必要があるが出てくると思われま。

学校規模の適正化の検討は、あくまでも児童・生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものです。現在の輪之

内町の現状から見て、小学校区の統合の議論ではなく、義務教育段階の学校が果たすべき役割、今後の少子化に対応した活力ある学校づくりに向けての議論が重要であると考えております。

法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校とも12学級以上18学級以下とされておりますが、この標準は地域の実態に応じて弾力的に運用できるものです。12学級を下回る場合、具体的にどのようなメリット・デメリットがあるかを考える必要があります。児童数、学級数が減少すれば、教職員も減少し、体制整備等の課題も出てまいります。

現在推進しておりますコミュニティ・スクールの導入は、こうした観点からも地域人材の効果的な参画を促進して、子供たちの社会性を涵養する機会の確保につながるものと考えます。

教育委員会としては、教育課題への対応を図り、未来に夢と希望を持ち、生きる力を育む「ふるさと輪之内」の教育を推進してまいります。

以上で、古田東一議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（田中政治君）

次に、9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

引き続きお尋ねいたします。

まず、農業振興地域整備計画変更についてお伺いいたします。

この問題につきましては、平成27年9月議会でもお伺いいたしましたが、今年も8月28日に農業振興地域整備促進協議会が開かれ、20件、約9,700平方メートルの土地が農業振興地域から除外されました。この中には、本来農業振興にはふさわしくない土地などが含まれておりました。なぜこのような土地が農振地域に指定されていたのか、不思議であります。

前回の質問に対する答弁で町長は、「農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、優良な農地を確保・保全するとともに、農業の振興に必要な施策を計画的かつ集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としております」と言われました。まさにそのとおりだと思います。

農業振興地域の整備に関する法律の目的は、その第1条で、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることとされております。したがって、農業振興を図ることが必要でない土地や、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進できない土地については、本来、農業振興地域には指定できず、逆に、仮に地権者から農業振興地域へ編入を希望されても、それを認めることはできないのではないのでしょうか。

当町の現在の農業振興地域整備計画変更は、地権者からの申請に基づいてのみ行われておりますが、それ以外に、地権者からの申請がなくても、町から協議を申し入れて、合意の上で除外、編入ができるようにすべきではないでしょうか。

なお、農業用倉庫、あるいは農機具庫、養鶏・養豚・酪農等の畜舎など、これらは農業振興に不可欠な農業施設であり、その土地は、まさに農業用地であります。なぜこのような土地を農振地域から除外しなければならないのでしょうか。合理的な説明をお願いいたします。

続きまして、防災に関してお伺いいたします。

まず、防災訓練における内水被害発生箇所についてお伺いします。

今年の訓練想定も、また時間雨量100ミリ、24時間雨量250ミリで、大樽川で内水被害が発生したことになっております。昨年も指摘させていただきましたが、当町の総面積は22.36平方キロメートル、そのうち田及び河川の水面の合計面積は14.26平方キロメートルになっております。仮に250ミリの雨が降ったとしても、総降水量は559万立方メートルになるはずであります。私の単純な計算では、河川水位は39センチの上昇でおさまるのではないかと思います。この水位上昇によって、どの区域でどのような被害を想定されるのでしょうか。ハザードマップで内水被害区域を表示していただきたいと思えます。

いずれにしても、被害想定区域は局地的であり、被害対象箇所を追及して、事前に改修しておくことが必要ではないでしょうか。

なお、塩喰川西区については、揖斐川の水位上昇時にうまく排水ができるのかどうか、養老町との関係で標高差はどのようになっているのか。養老町が水害になったときに、その水が川西に流れ込んでくることはないのかどうか、その他問題はないのか、お伺いいたしたいと思えます。

次に、洪水ハザードマップの有用性についてお伺いします。

現在、各戸に配布されているハザードマップは、100年に1回程度の確率で発生する降雨があった場合に想定される洪水浸水区域と浸水深が示されているということであり

ます。100年に1回程度の確率で発生する降雨が揖斐川では2日間で395ミリ、長良川では12時間で243ミリとはどういうことでしょうか。なぜ揖斐川と長良川で条件が違っているのか、理解できません。

当町の想定では、時間雨量100ミリ、24時間雨量250ミリを想定しておりますが、なぜこのような違いがあるのか、説明していただきたい。対策を考えるときに、統一した考え方で想定すべきではないでしょうか。

また、浸水深が揖斐川と長良川で違っている、これも理解できません。揖斐川であっても、長良川であっても、堤防が決壊した、その時点の河川流量によって浸水深が決ま

るのであり、このハザードマップでは、それぞれの河川流量を何トンに想定しているのでしょうか。

配布されているハザードマップでは、浸水深が0.5メートルから3メートルまで同じレベルで表示されております。実際に被害に遭った場合、0.5メートルと3メートルでは全く被害状況が変わってきます。もっと細かく表示すべきではないでしょうか。

また、指定避難場所の一部が3.0メートル未満、その他は5メートル未満となっております。これでは避難所としての機能が果たせないことになってしまいます。

町民が知っていなければならないのは、自分の住んでいるところがどのくらいの高さであって、安全な場所はどこか、その安全な場所までの道のりはどうなっているのかということであります。そういうことがわかるようなハザードマップにしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から3点の御質問をいただきました。順次お答えをしたいと思います。

まず、1点目の農業振興地域整備計画の変更についてでございます。

農業振興地域制度は、農業振興地域の整備に関する法律に基づいて、優良な農地を確保・保全するとともに、農業の振興に必要な施策を計画的かつ集中的に実施することにより、土地の有効利用と農業の健全な発展を図ることを目的としております。

長期にわたって総合的に農業の振興を図る地域を農業振興地域として制度の目標を達成するため、昭和46年8月11日に知事の指定を受けております。これを受けて輪之内町では、2,206ヘクタールが農業振興地域に指定をされているところであります。

また、農業振興地域の指定については、平成12年4月1日付の農業振興地域に関するガイドラインにおいて、農振法第6条において農業振興地域を指定することが適当でない土地の区域というのは、1つは山林原野、2つ目には非農業的土地利用の施設、これは非農業的土地利用に供されている規模の大きい面的な施設、住宅団地でありますとか工場団地等の区域、それから3つ目には地域農業の振興と関係がない農業的利用施設、これは農業試験場などの農業的利用に供されているが、規模の大きい面的な施設の区域とされております。

当町では、これに直接該当する区域はなく、ほぼ全域が農業振興地域に指定をしているところであります。

農業振興地域整備計画とは、農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的、計画的に推進することを目的に、国の基本指針並びに県の基本方針に基づいて、市町村が定める総合的な農業振興計画であります。整備計画の内容は、相当長期にわたり、この長期という意味はおおむね10年

以上、農業上の利用を確保すべき土地と施策について輪之内町農業振興地域整備計画として定めているところであります。

当町では、この計画に沿って、農業生産の基盤整備では、再ほ場整備等の土地基盤整備を推進してまいりました。

農業の近代化のための施設整備の方向性では、当町の中央にカントリーエレベーター、農機具センター、共同集出荷場、低温倉庫、水稻育苗センターなどのJAの施設がありますし、当町の農作物の集出荷の本拠地ともなっております。近代化施設は、おおよそ完備されたと言ってよろしいかと思えます。

平成12年以降は、整備計画に定められた農業生産基盤の整備で再ほ場整備を実施しており、ほ場整備事業等で指定する必要がある場合や、真にやむを得ない場合に、地権者の意見を確認した上で、編入・除外する等の一般管理による見直しを毎年行っているところであります。

御質問にありました、地権者からの申請がなくても、町から協議を申し入れ、合意の上で除外・編入ができるようにすべきということにつきましては、昨年からは農業委員、農地利用最適化推進委員の制度等が改正されておりました、農業委員会の活動の一環として農地パトロールを実施しておるところです。その意味では、この活動の一環として、御質問にあるような農地を洗い出した上で、必要があれば町から地権者に対し農振除外・編入を働きかけるように、農業委員会とともに検討してまいりたいと、そんなふう考えております。

次に、農業用倉庫や農機具庫、養鶏・養豚・酪農等の農業施設の除外が必要かということについてであります。農業用施設であっても田畑等の農用地から変更するものでありますので、農業振興地域の農用地からの除外申請、もしくは用途区分の変更が必要になってまいります。そして、200平米を超える農業施設は、また転用が必要となるということでもあります。

次に、2点目の防災訓練における内水被害発生箇所についてでございますが、昨年も同様の御質問をいただきましたが、輪之内町の総合防災訓練は、水害や地震等に対する複数の訓練を行う総合的な訓練として実施しております。訓練を行うに際して、その訓練を実施するための災害状況を想定し、その想定を踏まえて必要な訓練を実施するというようにしております。

今年度の防災訓練も、局地的な大雨が降り、内水被害が発生したとの想定により、国土交通省から派遣されたリエゾン（災害対策現地情報連絡員）との情報連携訓練と、災害対策車両、今回の場合は排水ポンプ車でございますが、そういった関連の災害対策車両の出動をお願いして、その操作訓練を実施するというようにしております。関係機関との連携訓練を踏まえて、平時から顔の見える関係を構築すると、これも訓練を実施する大きな目的の一つであることを申し上げておきたいと思えます。

したがいまして、リエゾンの派遣と災害対策車両が出動する前提条件として、内水被害を想定に盛り込んだものでございます。

この訓練想定は、具体的にどの場所で床下浸水が発生するかを想定したものでありません。輪中地帯である当町において、このような内水被害に対応する訓練において必要な被害想定であるということでもあります。

また、塩喰川西地区の排水に対する御質問がございました。当地区での平常時の排水は、集落の南側の水路から牧田川へ排水をしております。牧田川の増水により排水ができない場合においては、隣接する五三土地改良区との間で平成15年に締結した協定書により、五三土地改良区管理の水路へ排水をすることとしております。これは国道258号を整備した際に、国道敷地内に排水路が整備されたものであり、それ以後は大きな浸水被害が発生しておりません。ですが、今後も牧田川の水位状況、降雨等の気象情報に留意しつつ、被害が発生しないように適切な対応をしまいたいと考えております。

次に、3点目の洪水ハザードマップの有用性についてでございます。

大雨による河川の氾濫、土砂災害等、多くの災害で最も効果的な防災対策は、言うまでもなく早目の避難であります。

早目の避難を実行に移すためには、自分の住んでいる地域の地形や特徴等を確認しておくことが大切ですが、これは常に意識しないとなかなかできないことでもあります。

水害ハザードマップというのは、そういう視点から考えますと、地域の特性を知るという上で非常に有用であり、自分の住んでいるところにどのような危険があるかを知っていただくことは、避難を考えるためには重要でございます。町民の皆様がみずから水害の危険性や避難の方法を理解し、適切な避難行動をとれるよう促すことにより、人的被害の軽減を図るためには有用に活用していただきたいと考えております。

御質問にありました長良川と揖斐川における降雨条件の違いは、国土交通省の河川整備計画の中で、それぞれの河川でその流域や降った雨水の到達時間の違いにより定められた雨量を示していることから、各河川により総雨量が違ってくるものであります。また、浸水深の違いも、同様に河川ごとに水量が異なることから違いがあることとなります。

この浸水想定区域の表示が0.5メートルから3メートルまで等になっております。これは浸水深の目安として、0.5メートル未満は床下が浸水し、大人の膝までつかる程度、0.5メートルから3メートルまでは、床上から1階軒下まで浸水をする程度、3メートルから5メートルまでは、2階軒下まで浸水する程度を示しております。

このことは、いずれも命を守るための目安として、迷うことなく行動してもらう必要がありますので、わかりやすい表示にしたということでもあります。

そのため、身近でも長良川と揖斐川の想定浸水深が目に見えてわかるように、各小学校や中学校の校舎壁面や、30カ所の防災行政無線同報系の屋外拡声子局に浸水深の高さ

の表示板を設置し、意識の高揚に努めているところであります。

いずれにしましても、水害ハザードマップや想定浸水深の表示板等を有効に活用する上で最も大切なことは、自分の命を守るのは自分、地域の安全には地域が責任を持つという防災意識が重要であります。

地域を知ることが防災の始まりであるということを再認識していただき、日ごろからの備えとともに、避難を効率的に実践しなくてはならないものと考えておるところであります。

以上で、森島正司議員の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、農振地域の問題ですけれども、いろいろと御説明がありましたけれども、農業振興を図るべき施策を講じなければならない、農業振興地域と指定されたところにはということでもありますので、乱開発を防ぐとか、そういうことは当然のことなんですけれども、もともとこの農業振興に適さない地域が今回の見直しでも何件かあって、宅地に挟まれておって、もう農地には全く適さないような土地、これが地権者からの申告で除外申請をされている。それがいいかどうか検査するために現地を見て回ると、そういう不必要なことをやっている。これこそ、まさに無駄な事業、無駄な行為を行っているというふうに思うわけですが、なぜ、今町長はいろいろと述べられましたけれども、本当に農業が振興できる、振興しなければならない地域は、簡単に除外はできないというふうに思いますけれども、農業振興ができない、やろうと思ってもできないような土地は、それこそ最初と同じ質問になりますけれども、わざわざ審議会に諮るまでもないと思うわけです。いかにも形式ばったやり方になっているんじゃないか、その辺を改善していただきたいというのが今回の質問の大きな趣旨であります。

乱開発をするとか、あるいは優良農地を無断転用するなんてことは、当然これは許されないことであって、そういうのは厳しくやる必要がありますけれども、そういうことをぜひ進めていっていただきたいというふうに思うわけであります。

それと、農業用倉庫、農機具庫、こういったところも、今回、既に農機具庫が建設されておる。農振地域であるのに、除外されていない土地に農機具庫が建てられていた。だから、これを除外してほしいということでもあります。これも本当に農業を振興しようと思えば、当然農機具庫は農業振興に欠かせない、必要不可欠な施設であります。これをなぜ農振地域から外さなければならないのか。

今、町長のほうからいろいろ言われましたけれども、やはり最初に言ったように、農業振興を図るための施策を進めていくという趣旨からいえば、農業用倉庫を農振地域か

ら除外というのは、これは筋が通らないというふうに思うわけであります。決まりがこうなっているからやるんだというだけではなくて、もっと現実に合った農業施策に転換してほしい。農業用倉庫をなぜ宅地並みにしなきゃいけないのか。畜舎や、そういったところがなぜ宅地並み課税にならなければならないのか、そういったことも疑問であります。農業振興を図るのであれば、そういういったところは農地として、あるいは農振地域内の宅地として認めるべきではないかというふうに思うわけであります。その辺の考え方をもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、防災訓練における想定についてはリエゾンを派遣するための想定であって、現実的なことではないというような御答弁だったと思います。しかし、リエゾンを有効活用するのは、どちらかといえば川西というような、そういう地域ではないかと。輪之内町の町内においては、揖斐川以東においてはリエゾンを利用するということは、ほとんどないのではないかというふうに思うわけです。そこでやるというのは、単なるパフォーマンスにすぎない。現実の災害防災訓練とは余り縁がないものではないかというふうに思うわけであります。本当に必要なら、必要と思われるところ、こういうところが浸水で困るといった地域を特定して、そしてそのためにリエゾンが効果的である、そういったことを証明する、そういう訓練が必要ではないか。そのためには川西ぐらいかなあと考えたんですけれども、今の話ですと、川西のほうもそういったおそれもないというような答弁でしたので、であるなら、別にリエゾンの訓練は防災訓練に取り入れなくてもいいのではないかというふうに思うわけであります。本当に必要な防災訓練、ただ訓練のための訓練ではなくて、住民を守るための、住民の意識を高揚するための、そういった訓練にすべきではないか。パフォーマンスだけでは住民の被害は免れないというふうに思います。

それからハザードマップにつきましても、2メートル間隔、0.5メートルから3メートルまでは同じ色で示されている。このようなハザードマップでは、実際に浸水したときに、どこへ逃げる、逃げるところが最初からなくなってしまう、なってしまう。そして、どのくらいの水位になってくるかということの想定、これは100年に1回程度発生する降雨で、揖斐川では395ミリとか、長良川では243ミリというふうに想定されておりますけれども、それが住民にとっては、その堤防側が切れたときにどのくらいの水が来るかということは、その時点での降水量、あるいは長良川の流量によって違うわけですから、必ず0.5から3メートルになるとは限らないわけであります。

各地区の防災無線のポールに表示がありますけれども、これも3メートルとか、2メートルとかという表示がされている。これも全く非現実的な数字であって、住民はそれを見て何も安心できない。洪水になったら、必ず3メートルになるか、そんなことはないはずであります。どれだけの雨が降ったらこうなるかということで違ってくるわけですから、やはりわかるようにするには、自分のいるところの土地の高さはどのくらいに

なっているのか、標高はどのくらいになっているのかということを知る必要がある。

海津市のほうでは、ちょっと見てきましたけれども、標高が記してあるんですね、ここは標高何メートルです。そういう表示の仕方だと、ああ、ここは高いところだ、ここは低いところだということが理解できるわけですがけれども、水深だけで書いてあると、どれだけのときに、どのような洪水のときにこれだけの水深になるのか。それ以下の洪水のときは大丈夫なのか、そういったことが住民にとっては知ることができない。やはり町民に安心できるようなハザードマップ、あるいは標識が必要ではないかというふうに思うわけであります。

そういったことで、今の標識のあり方を再検討していただく必要があると思いますが、再度見解をお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

何点かの再質問をいただきました。

まず、農業振興地域の考え方ではありますが、これは冒頭の回答でも申し上げておりますように、面的指定をするに際して農振地域から除外すべき土地の属性というものがございまして、それを除いた区域を農振地域として指定しているという、その指定の仕方でも面的な指定だということをお願いしておきます。

それから、その中でその結果として、宅地介在農地等で本来農振地域に入れるのがどのようなところがあるか、そういうものをクリアするためにも、不必要なものについて、もしくは何らか他用途利用があるものについては、農振除外すべき部分については除外するという対応をしておるところでございます。

それから、例えば農機具庫等々、もともとこれは農業振興のために必要な施設なら、別に何も農振から除外しなくてもいいんじゃないのと、まさにその考え方と、それから他用途への転用等の調整を図ったのが、先ほど申しました200平米を超えるものについては農地転用を要する、それ以外については転用許可については不要だよという制度になっておるということでございます。

したがって、農機具庫という概念そのものが農地法制定当時から考えますと、農機具庫の規模そのものが200平米を超えるような大きなものが出てきておりますので、その辺が線の引き方として、現在は、制度上は200平米を超えるものについては転用許可を必要とするという取り扱いをしているということでございます。

それと、先ほど課税との関係がございましたが、これについては、直接農地法と税法がリンクしているわけではなくて、農用地の中でも宅地化しているものがあることは当然であります。それについてどう取り扱うかは、まさしくこれは税法上の問題でありますので、この問題とリンクする形での答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

それから、防災のリエゾンの関係でございます。これは先ほども申し上げましたとおり、あくまで総合防災訓練で、個々の現実、具体的な、どこの場所でどれだけの浸水想定深があったと、そこまで規定しているものでございませぬので、言ってみれば総合防災訓練というのは、訓練すべき内容として、現実、具体的にこういう訓練をしないとイケないんだよという、言ってみれば訓練の種別、それからそれに対する対応を一般化したものとして訓練を捉えておりますので、その辺は個々具体の対応ができる部分と、やや様相を異にしているということがあろうかと思ひます。その意味では、御質問がございました部分、仮に具体的な箇所云々ということについては、これはまた別途、その地域に応じた個別の訓練が必要になってくるだろう、そんなふうと思ひております。

それから、ハザードマップにつまましてわかりやすく、議員といろいろ細部において見解を異にするところはありますけれども、最終的にはハザードマップの目的というものは、地域住民にとっていかにそれを役立てていただけるかという視点からでありますので、改善すべき部分は、いろんな御意見を頂戴しながら、できるものからそれは改善するにやぶさかではありませぬし、これからも適切なアドバイス等をいただけたらと、そんなふうと思ひております。以上であります。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

農機具庫などの除外ですけれども、農機具庫が農振地域内にあつてはだめだという根拠は何か。農機具庫は農業振興のためには、さっきから何回も言っていますけれども、土地、田んぼ、畑だけではないはずで。だから、農業振興を図るためにはそういった建物も必要なわけありますから、これを外さなければならないということがちょっといまだに理解できないわけあります。理解できるような説明をお願いしたいと思ひます。

それからハザードマップにつままして、本当に役に立つようにしていくというためには、最初にも言いましたように、もっと細かい区分が必要ではないかと。0.5メートルから3メートルまでが一つの表示になってしまっている、これでは実際に町民が避難しようとするときに、どこへ避難していいかわからないわけあります。そして、どのような道を通っていいかわからないわけありますから、これはもう少しきめの細かいふうにつくっていただきたい。

そして、当初にも言いましたけれども、避難場所そのものが3メートル未満になっているわけですから、それでは避難場所としての機能も果たせないことになってしまう。もちろん、避難するときに全てが3メートルまで水がつくというわけではありませぬので、現在の避難場所で十分だと思ひんですけれども、現在の避難場所が、じゃあどのく

らい水がいたら、その避難場所で安心なのか、避難場所を移動しなくてもいいのかどうかということが、細かく表示されておればそれがわかるわけでありますけれども、今のハザードマップではそういった表示がない。したがって、そういうことがわかるような、そして避難経路が、どこの経路が安心なのかがわかるように、そのようなハザードマップに改善していただきたいというふうに思うわけであります。よろしく願います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度の御質問をいただきました。基本的な考え方でありますけれども、現実にその農地の扱いについてですが、農機具庫を農振地域から除外を何でせないかんのだと、ここでちょっと用語の定義としてもっと詳しく申し上げておきますと、別に農業用倉庫については農振地域から除外すると言っているわけではなくて、農振の農用地区域から除外すると言っております。だから、そのところは、制度上の取り扱いというものを具体的に考えれば、別に農機具庫が農振地域の中にあることについて、何もやぶさかではないと思っておりますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

先ほど申しましたように、農振地域の農用地から除外する、農振地域の用途の変更をする、まさしくその部分を指していると思えますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

それから、ハザードマップについてはいろいろ御意見を頂戴しました。当然、住民の安全を思っただけのそれぞれのお立場での御意見でございますので、慎重に検討すべきはもちろんでございます。

ただ、0.5メートル、3メートル云々の区分につきましては、これは住民の方が避難の際の目安として、床下浸水と床上浸水と2階まで水がつくようなものとは、明らかに避難すべき場合の危険度が違いますので、その部分で簡略、かつわかりやすい形でセットされているものだとお思います。

それから、当然のことながら、避難所について避難所自身が危険にさらされるということは、行政側としてもあってはならないことだと考えておりますので、その避難所の部分について、災害の対応に応じて何メートルになるのかとか、そういったことについてきめ細かい情報の収集が必要となってくるということは、これは議員がおっしゃるとおりでありますから、その部分についての努力は行政として惜しまないということは申し上げておきたいと思えます。以上です。

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

続いて質問させていただきます。

1. 西日本豪雨災害で浮き彫りとなった課題について。

7月6日深夜から7日未明にかけて西日本を中心に豪雨災害が発生しました。まずは、とうとい命を犠牲にされた方々に心からお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

2011年3月の東日本大震災以降、広島土砂災害、熊本地震など、毎年のように尋常でない大災害が発生しております。西日本豪雨以後も40度を超える猛暑日が続き、先日の9月4日には25年ぶりの非常に強い台風21号が上陸し、県下にも深い爪跡を残しました。その直後、北海道で震度7の大地震が起こり、甚大な被害をもたらしました。

私たちは、今の日本列島がいかに自然災害に対して厳しい環境にあるのか、再認識をしなければなりません。地震や豪雨、土砂崩れなどの自然災害は、人類の力では予測することも、とめることもできません。私たちができることは、災害を学び、備えることであると思います。

以前にも熊本地震に学ぶこととして質問させていただきましたが、被災地の皆さんには誠に申しわけないことでありますが、この大きな災害をとうとい教訓として、今後起こり得る自然災害に生かしていかなければなりません。今回の豪雨災害において浮き彫りとなった課題について、よく検証し、防災計画などの内容を改めて精査し、必要に応じて見直しを図る必要もあるかと思えます。

そこで、課題となりました以下の点について質問いたします。

避難情報と住民の防災危機管理能力について。

西日本豪雨では、気象庁が事前に警戒を繰り返し呼びかけていましたが、数十年に一度の大雨が予想される大雨特別警報の発令後も直ちに避難しなかった人が多く、全域に避難指示が出された広島市安佐北区では、避難所に身を寄せたのは、市の把握によりますと、全体の5%強にとどまり、広島県呉市でも市内全域に避難指示が出されましたが、指定の避難所に来た住民は、ごくわずかであったと報道されております。

浸水で多数の犠牲者が出た倉敷市真備町では、亡くなられた人の8割に当たる約40人が屋内で発見されており、逃げおくれで溺死した人が多かったと見られております。

今、私たちの社会は、災害経験値や防災危機意識が低く、被害が予想される事態に直面しましても、自分だけは大丈夫と思い込んでしまい、危機的情報に鈍感になっている傾向があります。情報とは、発信する側と受け手側が同じレベルになっていないと情報が生きないという原則があります。

今回の豪雨災害において気象庁は特別警報を出し、各自治体が必死になって避難を呼びかけていましたが、その情報の受け手側である住民が情報の意味を正確に理解できていなかったことや、発信する側の自治体がきちんと情報伝達できていなかったことが問題となりました。

自治体による警戒情報、避難情報を効果的に避難行動に結びつけるためにはどうすればよいのか。専門家は、情報伝達の仕方では人の行動は変えられるとして、「避難勧告」や「避難指示」などの行政用語では事態の緊迫性が伝わらない。「避難命令」などの直接的な表現や、「すぐに逃げてください」といった誰でもわかる表現に改めるべきと指摘し、また自分は大丈夫、被害に遭わないという根拠のない楽観は禁物として、ハード面の対策だけでなく、防災危機管理能力の向上に行政・住民側双方の努力が欠かせないと話しております。

本町におきましては、輪之内町地域防災計画や水害ハザードマップに防災体制と情報伝達、大雨・洪水に関する注意報・警報、避難情報の種類ととるべき行動などを明記して、情報伝達の周知や防災危機意識の向上に努めていただいております。しかし、住民がどれだけ理解できているかは未知数でございます。災害情報伝達、防災危機管理能力の向上についてのお考えと今後の方向性についてお尋ねいたします。

災害ごみの処理について。

西日本豪雨の被災地で、住宅から運び出されるなどした災害ごみ（災害廃棄物）の処理が課題となりました。被災地の多くの自治体が災害ごみの処理計画をつくっていないため、仮置き場の選定など、ごみ処理をめぐる初動がおくれたことがわかりました。大規模な浸水被害のあった地区では、住宅地近くの道路や空き地などに、いつの間にか泥まみれのごみが放置されるようになり、ごみが1キロ近くも並ぶ道路もあり、道路を狭めて車両の通行を妨げ、渋滞の原因にもなりました。また、気温の上昇とともに周辺に異臭を放ち、衛生面でも大変危惧され、健康的な影響が心配されました。

環境省は、仮置き場の確保などに手間取り、処理が滞れば生活再建のおくれにつながるため、仮置き場の候補地を決め、ごみの収集運搬方法などを盛り込み、災害ごみの処理方針を定めた災害廃棄物処理計画を早期に策定するよう全国の自治体に要請しておりました。しかし、処理計画を地域防災計画の中にも含めている自治体もありますが、ほとんどが詳細に記述されていないため、単独で処理計画を策定しているかどうか、全1,741市区町村を対象に昨年3月に調査をされました。その結果、策定済みは412自治体で、約24%にとどまっているということでもあります。

本町では、今年の3月に輪之内町災害廃棄物処理計画が単独で策定されました。その中で仮置き場の候補地として、大藪・福東の各防災センター駐車場、仁木農協跡地、大藪小北駐車場が上げられ、そのほか被害状況や遠隔にならないよう複数カ所に仮置き場を設けるとありますが、大災害に備え、少なくとも各区に1カ所は事前に候補地を想定し、区長等への周知を図っていくべきと考えます。

町長の御見解をお伺いいたします。また、担当課であります危機管理課長に、今回の西日本豪雨災害から本町の防災対策に生かすべき事項や、お気づきの点などがございましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

2. 防災士の活動について。

平成25年の9月議会において、防災士の養成についてと題し、質問させていただきました。早速取り組んでいただき、平成28年度、29年度の2年間で170名の防災士が誕生し、町関係者を除く75名が各区に配置されました。

今後は、地域の防災リーダーとして防災力を高める活動や、行政と連携して災害に強いまちづくりの推進役を担っていただかなければなりません。そのためには、輪之内町防災士会として組織化し、防災士としての立ち位置を明確にするとともに、活動しやすい環境を構築する必要があると考えます。そして、大きな災害が起こるたびに、新たな問題点、課題点が浮上してきておりますので、定期的に研修会を開催して、防災・減災に関する知識・技能を習得し、絶えずスキルアップに努めていただく必要もあるかと思えます。

このところの立て続けに発生する大災害を目の当たりにして、一刻も早い組織化と防災士活動の推進を図っていただきますよう要望いたします。

3. 教員の働き方改革の一環としての部活動指導員について。

全国的に教員の長時間勤務が問題化し、特に中学校では部活動指導が原因の一つとされています。その負担を軽減しようと、文部科学省は昨年4月に学校教育法施行規則の一部を改正し、これまで認められていなかった外部の人材が顧問となり、単独で部活動を指導・引率できる部活動指導員を制度化いたしました。これは部活動を実質的に教員が担わなくてもいい制度で、部活動指導員は、学校教育法に基づく学校職員に位置づけをされました。

さらに、先月、文科省は、来年度予算の概算要求で、全国の公立中学校に部活動指導員を1万2,000人配置する経費として13億円を盛り込む方針を発表いたしました。そして、他の学校業務でも外部人材の拡充を求め、教員の働き方改革を進める考えを示しております。

この動きを受けて、既に部活の指導員の配置を進めている自治体もあると聞いております。本町では、以前から町採用の学校業務を担う学校支援員を各小・中学校に数人配置して、円滑な学校運営に努めていただいておりますが、今後、この部活動に特化した部活動指導員制度をどのように捉えていくのか、また生かしていくのか。

部活動の顧問を務める教員の中にも温度差があり、経験のない競技の担当になり、苦痛に感じている人や、競技経験者でみずから積極的に指導に当たっている人もあるかと思えます。今後、部活動は完全に教員から切り離して、学校職員である部活動指導員が責任を持って担う方向に進め、部活動指導に意欲のある教員の希望者は、部活動指導員としても登録すればよいのではないかと考えます。ただし、部活動は教育の一環でありますので、学校への配慮や、強くなるだけに偏らない指導ができる人などが求められ、学校職員になれば責任も重くなり、適切な人材を確保できるかが大きな課題であります。

以上、部活動指導員制度についてのお考えを町長並びに教育長にお尋ねいたします。
よろしく申し上げます。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、上野賢二議員の御質問に対し、お答えをします。

3点の御質問をいただきましたので、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目の西日本豪雨災害で浮き彫りとなった課題についてのうち、(1)避難情報と住民の防災危機管理能力についてお答えをさせていただきます。

避難情報や災害情報等の防災情報は、町民の方に早く正確に伝えることが求められております。そのためには、二重、三重にその備えをすることが有効となってまいります。

現在、当町においては、従来から行われている伝達手段は、防災行政無線による屋外拡声子局と戸別受信機、ケーブルテレビ、登録制の災害情報メール配信サービス、町ホームページへの掲載、緊急速報メール、広報車や消防団による広報、自主防災組織や民生委員、近隣住民による直接的な声かけ等があるわけであります。

ちなみに、戸別受信機では、9月現在の普及率が約68%、ケーブルテレビでは、9月現在の加入率が約53%、災害情報メール配信サービスの登録率は、約8%という状況になっております。

ちなみに、メール配信サービスの登録は、今月の広報にも登録方法を掲載しております。今後も、ケーブルテレビやホームページ等を通じて、また防災関係事業等の機会を活用し、登録の推進、戸別受信機の普及促進、ケーブルテレビの加入促進等を鋭意進めてまいりたいと考えております。

また、現在利用している伝達方法以外にも、IP告知放送やポケベル波の利用、SNSによる伝達手段等々もありますので、町民のニーズに合った伝達方法を取捨選択し、一人でも多くの町民の方に、情報を確実、かつ正確に伝えることができるように努力をしてまいりたいと思います。

次の防災危機管理能力の向上に関する件につきましては、上野議員の御指摘のありましたとおり、その管理能力の向上には、行政と町民双方の努力が欠かせないことに異論は全くございません。幾ら行政が情報を提供しても、住民がそれを理解し、活用しなければ意味をなさないものとなってしまいます。

平成27年9月に発生した関東・東北豪雨による鬼怒川堤防決壊時に住民の避難がおくれたことの一つとして、水害ハザードマップが生かされていなかったことが指摘をされております。避難に関して適切な情報を提供することは行政側の責務であることは、これは当然でありますけれども、最終的に、いつ、どのように避難するか、町民一人一人の現場での判断能力が問われることになるわけであります。

そういう意味でいいますと、町民の方においてもハザードマップ等のツールを利用し、日ごろから災害時の避難先、避難経路の確認について御家族で相談いただくことはもとより、各地区ごとで、せつかく養成した防災士もいることでありますので、防災士の方を交えて避難計画をあらかじめ立てておくことが望ましいと考えております。これによって地域防災力の向上が図られ、ひいては防災危機管理能力の向上につながっていくものと考えております。

現在、防災士資格取得者を中心に、避難所運営訓練などのスキルアップのための講習を開催しております。これに加えてハザードマップを利用した避難訓練、災害図上訓練などの講習も順次実施してまいります。

次に、(2)であります。災害ごみの処理についての御質問にお答えをしたいと思います。

災害ごみ処理のための輪之内町災害廃棄物処理計画は、東日本大震災における災害廃棄物処理の経験を踏まえた国の災害廃棄物対策指針というのがございます。平成26年3月に指針が示されておりますが、その指針、それから岐阜県災害廃棄物処理計画、これは平成28年3月に策定をされておりますが、これらに基づいて町としても計画を策定いたしました。

この計画では、町内における過去の災害、東日本大震災、阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえ、輪之内町地域防災計画を補完し、そこで想定される災害に対する事前の体制整備を中心として、住民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を促進することを目的として策定をしたところであります。

その災害廃棄物処理計画の中で現状における仮置き場の候補地として、議員からもお話がございましたとおり、大藪コミュニティ防災センター横の駐車場632.5平米、福束コミュニティ防災センター横の駐車場1,717.07平米、仁木農協の跡地、これは下大樽新田になるわけですが、これが5,352.71平米、大藪小学校北の駐車場が1,911平米と上げておるところでございます。

災害時には、落橋、水没等の被害により仮置き場の候補地自体が使用できなくなる可能性がありますので、必要に応じて候補地を見直していく必要があると思っております。

そこで、議員御提案の各区におおむね1カ所の仮置き場の候補地の選定ということについてでありますけれども、空き地等へは自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅等への利用、そういった他用途への利用も想定されることがあります。さらに、仮置きする廃棄物、仮置き予定期間等を勘案いたしますと、腐敗性廃棄物による土壌汚染や大気汚染へとつながりかねず、人体への影響もあると思われまますので、あらかじめ場所の選定については関係部局等と十分な調整を要するものと考えております。

当面の措置としては、現在の仮置き場候補地が変更した際には、区長さんにもその都度お知らせをさせていただきます。

いずれにいたしましても、町民の皆さんの災害時の生活再建に向けての重要な課題でありますので、総合的、計画的に災害廃棄物を処理できるよう地元調整を進めてまいりたいと思っております。

次に、2つ目の防災士の活動についてお答えさせていただきます。

まずもって、輪之内町が防災士を養成した背景について述べさせていただきたいと思っております。

国や地方公共団体では、従来より防災を最重点の課題として取り組んできたところがありますが、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、それまでの災害対策に大きな転換を迫る状況となったわけであります。

この震災により、災害は思いもしないところで、思いもしない形で突然発生し、大きな災害であればあるほど国や地方公共団体の救助・救援が初動時に期待できない、その意味では、地域の総合的な力により発災直後の災害には対応せざるを得ないということになるわけであります。したがって、それらの強化が喫緊の課題であることが浮き彫りになったわけであります。

この震災以降、地域の防災力ということが声高に言われるようになりました。地域防災力向上のためには、一人一人が防災のことを考え、安全を確保しなければなりません。その実現のためには、防災について十分な意識と一定の知識・技能を身につけた者が中心となって、地域社会や職場など全体で力を合わせて対策を講じることが必要であり、それがまた有効である、そんな考えのもとでされているわけであります。

このようなことから、阪神・淡路大震災の教訓として、人という資源を活用して社会全体の防災力を高めるため、防災士制度というのが生まれたわけであります。

当町でも、毎年のように起きる大規模地震や自然災害を受け、地域の防災力強化に向けての取り組みを進める一環として防災士制度を活用し、防災リーダーを各区に数名配置できるよう、これまでに防災士養成講座を2年にわたり開催し、合計170名の防災士を養成することができました。

今後、輪之内町として取り組むべきことは、上野議員が述べられましたように、防災士が地域において活動できる環境を整備することであります。

養成済みの防災士には、地域の防災活動の中心となって活躍してもらわなければなりません。町内の各自主防災組織においては、防災活動に関心はあるが、具体的に何をすればいいのかわからんといった声も聞かれます。どんな組織でも活発に活動を行う組織には、その中核を担うキーパーソンが存在します。自主防災組織においてその主要な役割を担うのが防災士であると、またそうあってほしいと私は考えております。

そのためには、防災士のさらなるスキルアップや、防災士間の連携及び防災関係機関との情報共有の場が必要であります。

地域で効率的な防災活動を行うためには、一人でも多くの防災士が自主防災組織等で

活動していただく必要があります。そのためには、自己研さんの場となる環境を早急に整備していかなければならないと考えております。

今回の防災訓練では、各地区の防災士の方にも、地域の避難訓練に区と協力することを通じて訓練に参加することを呼びかけました。また、区長様方にも、地域の防災士の方と連携をしていただくことをお願いいたしました。

地域において防災士の存在意義を確固としたものにするため、その組織化は喫緊の課題であり、その問題意識は議員と全く見解を異にするものではございません。早急に、ぜひとも実現したいものと考えております。

今後の取り組みとしては、当面、この11月に防災士を対象に予定しております自主防災リーダー研修会によるスキルアップ研修等を実施することとしておりますが、活動を担当されます防災士自身の御意見も参考にしながら、今年度中に防災士の組織化をしてまいります。

防災士の活動は多岐にわたるものですが、防災士が活動しやすい環境を整えることにより町の防災対策を強化してまいります。防災士との連携について、町としてできることは速やかに進めたいと考えております。

次に、3点目の教員の働き方改革の一環としての部活動指導員についての御質問がございました。

教員の長時間勤務の是正に向け、勤務時間の管理や学校閉庁日の設定、部活動の見直し等々、各自治体でさまざまな業務の改善が始まっております。

当町においても、校務支援システムの導入、勤務時間の管理、学校閉庁日の設定、留守番電話機能の導入等を行い、業務改善に努めているところであります。

議員の御指摘がございましたとおり、部活動指導が教員の時間外勤務の増加、負担感につながっている主な要因の一つだと思われております。

文部科学省の教員勤務実態調査によりますと、土・日の部活動に係る1日当たりの勤務時間は、10年前より1時間以上増加し、また担当教科が保健体育ではなくて、担当部活の競技経験がない教員の割合、これがほぼ半数近く、45%を超える結果となっております。この状況からすると、教員の負担軽減のためにも部活動指導員の配置というものは喫緊の課題であると受けとめております。

輪之内中学校においても岐阜県中学校運動部活動指針に基づき、活動時間や休養日等、適切な活動基準を設定し、活動しておりますが、その指導体制については、いまだ十分であるとは言えないと思っております。現在のところ、それを補完するために地域指導者の力をかりることで対応しておりますが、今後、この指導者の育成、部活動の時間に勤務できる人材の発掘、そういった幾多の諸課題解決のめどが立たない限り、この新制度に根拠を置く部活動指導員の配置というものは、人材面からはかなり困難な状況だと言わざるを得ないのかなと、そんなふうには思っております。相当の努力が必要だろうと

思います。

また、議員が御質問の中で指摘されておりますように、部活動はあくまで教育の一環であるということも、事実疑うべきもございません。そういう意味で、学校への配慮でありますとか、強くなるだけに偏らない指導ができるのか、そういった意味では部活動指導員の資質自体も問われることとなります。ただ、単に量をふやせば済むという話ではないので、かなりの努力が必要だろうと思います。

今年度から地域指導者への報償費を町で予算化をしたところでありますが、今後は、部活動、社会活動、それから地域型スポーツクラブとして輪之内スポーツクラブというのがございますが、こういったところと連携を図りながら、新制度の趣旨を生かすべく、指導員の確保、その活動方法について早急に関係者間で連携しながら協議を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、教員の処遇改善という意味、それからゆとりある指導ということ徹底するという意味でも、この問題に何らかの解決方策を導入していくことが、やはり必要だと私自身も考えておりますので、それについての努力を怠らないようにしてまいりたいと、そんなふうに思っております。

以上で、上野賢二議員の御質問への答弁とさせていただきます。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

上野賢二議員からの教育の働き方改革の一環としての部活動指導員についての御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

現在、全国的な教員の長時間勤務が問題化しております。その一つが中学校での部活動指導が原因とされています。

輪之内中学校の部活動は、学校の教育活動として、仲間とともに運動や文化活動に取り組むことを通して体力の向上と健康の増進、豊かな人間性や社会性を育むとともに、より高い資質や能力を育成することを目標としています。

学校が運営する学校部活動は、現在10団体、保護者会が運営する活動、社会活動ですが、8団体あります。

学校部活動は、学校の教師と地域指導者が、社会活動は、保護者と地域指導者が指導に当たっています。学校部活動の活動の時間は、火・木・金の朝と放課後、土・日はいずれか一日とし、一日の半日としています。社会活動のほうは、週2日から3日、午後7時から9時までの時間帯に夜間練習を行っております。

また、顧問を中心として、保護者及び地域指導者との連絡とか相談を密にするなどして連携を強化しております。地域指導者は、保護者会が推薦して、学校長が委嘱しております。

上野議員の御指摘のとおり、学校における働き方改革を推進する上で部活動の指導に対する教職員の負担感が大きいことは各種調査からも明らかになっております。

こうした現状を踏まえて、国においては、法改正により平成29年4月から、学校職員以外の者が部活動の指導、いわゆる顧問ができるよう制度化され、中学校の教職員の負担軽減を図る一助となることが期待されております。

輪之内中学校においても部活動休業日の拡充や、部活動顧問の教師による複数配置はもとより、各部活動の保護者が運営する社会活動を導入し、学校外部の地域指導者による指導を受けることができる体制を整えており、教職員の部活動に対する負担軽減を図っているところであります。

県下で昨年度から国の部活動指導員配置促進事業を導入している市町村もありますが、学校の教育指導に適した人材を確保するのに苦慮していると聞いております。

輪之内町教育委員会としましても、国が推進する部活指導員の任用、設置について、早急に検討していく必要があると考えております。

以上で、上野賢二議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

上野賢二議員からの西日本豪雨災害から学ぶ防災対策に関する御質問でございます。

今年7月に発生しました西日本豪雨災害は、死者が200名を超え、平成最悪の被害、水害となりました。なぜこれほど多くの犠牲者が出たのか、また生死を分けたのは何だったのか。

最も犠牲の多かった広島県では、4年前の土砂災害を教訓にさまざまな備えを進めてきた地域であったのに被害が起こってしまいました。この4年前の教訓は、このとき問題になったのが避難勧告を出すタイミングがおくれたということでした。当時は担当者が経験に基づき危険度を判定していたため、時間がかかっていたということだそうです。その後、自動的にコンピューターが危険度を判定するシステムに変更されました。人命を守るために行ったシステムの変更ではございましたが、情報の受け手である住民の避難に必ずしもそれが結びつかなかったという現実でございました。

警戒が必要な地域に指定されていた、そして避難の情報も出ていた、それなのにいち早い避難にはつながらなかった。避難の情報が住民の危機感に結びつかなかった。情報を早く出すだけでは命を守れない、そういった重い課題を突きつけられたという形になりました。

一方で、上野議員様の御質問の中にありました倉敷市真備町の中には、ふだんから住民同士で備えを進め、全員が助かった集落もございます。世話役を務める方が中心となり、住民が連携して川の水位を警戒し、危険に気づいて周りに声をかけられた。避難行

動につながる人がいるかどうかということが非常に重要なんだというふうに感じました。

気象現象も極端化しまして、自然環境も変わっています。そうであるなら、やはり我々が変わらなければならない。我々が変わる、意識も変える、そして仕組みも変えていくことが必要であります。

今回の西日本豪雨災害は、我々行政も関係機関も町民も含めて一緒になって、何が起こって、どういう改善をすべきであるのか、その振り返りをしなければならない事象でありました。このことは上野議員様が御質問の中で上げられました情報伝達の周知と防災危機意識の向上、その言葉にもつながってくるものでございます。これを意識して、今後の防災行政に取り組む必要があると考えております。

以上で、上野賢二議員様から御質問がありました西日本豪雨災害に対しまして、改めまして入手したことについて述べさせていただきました。

(1 番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1 番 上野賢二君。

○1 番（上野賢二君）

御答弁をいただきまして、積極的にあらゆることを進めていただくということであろうかと思いますが、避難所、それから住民の危機管理能力ということですが、町のほうでは戸別受信機から、おのおのへメールでの情報伝達とか、いろんな手段をもって情報発信をしていただいておりますというのですが、先ほど言いましたように、いかにその受けとめるほうがそういった意識を持つかということだろうと思いますが、やはりそこら辺のところはいろんな形で、さらなる啓発をしていただきたいというふうに思います。

それから、戸別受信機が六十何%ということですが、いろいろお話を聞いていますと、受信機はつけてあるんですが、最近入らないとか、全然そういえば聞こえておらんとかというようなことであっても放置してみえる方がかなり見える。だから、受信機をつけてもらっているからいいということではなく、やはり区長会等において、そこら辺のきちっとその機能を果たしているのか、故障していないのか、そこら辺の確認もやっていく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それから、災害ごみですが、この間の台風においてもかなりの災害ごみが出たと聞いております。一番考えていかなければならないのは、大災害が起きて運搬するにも運搬ができないということになれば、やはり区ごとにそういったところがあれば、歩いてでも運べますし、一輪車でも運べますし、いろんな方法で運べるんですが、車等で遠隔地まで持っていくことができないというようなことも想定して、やはり大体の候補地、この区だったらここだねというようなことを、きちっと規定しなくてもいいですので、そういったことを各区と相談しながら、そういうことも想定の中に入れていく必要がある

んじゃないかなというふうに思います。

それから防災士につきましては、今年度中に組織化するというお話をいただきましたので、ぜひとも、せっかくなつくっていただいた防災士でございますので、それを生かす方法を今後さらに進めていただきたいというふうに思います。

それから、最後の教員の働き方、部活動指導員、これは国のほうで制度化されましたが、私も質問を上げながら、口では簡単に部活動指導員と言いますが、実際問題、非常に難しいなというふうな感覚を持っています。

最近、アマスポーツのコーチ等のパワハラ騒動とか、いろんなことがテレビ報道でもされておりますが、やっぱり適切な人材ということになると、そういった指導面についても考えていかなければならないし、人材をいかに確保していけるか、人材を見つけていくかということだろうと思いますが、難しい難しいと言っているけれども前へ進めませんので、そういう方をいろんな方面から、いろんな角度から、そういう人材を探すことを模索していかないといけないのではないのかなというふうに思っています。

いずれにしても、この部活動ということが、特に土・日の勤務が非常に教員に負担を与えているということだろうと思いますので、これも積極的といいますか、真に考えていく問題であろうというふうに思っておりますので、その点、よろしくお願いをしたいと思えます。

○議長（田中政治君）

危機管理課長 田中久晴君。

○会計管理者兼総務課長兼危機管理課長（田中久晴君）

まず、防災関係につきましては、情報伝達をいかに受けとめて、それをどのように町民の方に受けとめてもらうか、理解していただくかということでございます。先ほども質問の中でもございましたし、町長の答弁、また私が述べましたことにつきましてもそうですが、やっぱり町民の方がその危機感というのを感じていただく、そのための啓発というのは、今回の台風21号でもそれを痛感しております。

その同じことが戸別受信機のほうにも言えまして、今回、昼間でございましたけれども、台風が突然来て去っていったわけでございますが、戸別受信機が鳴らなかったとか、そういう問い合わせもございました。戸別受信機につきましては、毎日、お昼、夕方に音楽を流しております。これは単に12時をお知らせしているとか、下校時間だよというお知らせ、そういう意味もございますが、一つは、その戸別受信機がちゃんと機能しているか、鳴るようになっているかということ町民の皆さんに確認してもらう、そういう意味で流しておるものでございます。そういうことも改めまして町民の皆さんに周知するというのも大切であるというふうに思いますので、そのように進めさせていただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（田中政治君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

先ほど部活動指導員の方の人材確保が非常に困難ということでこちらも申し上げましたが、現在、地域指導員として活躍していただいている方、また輪之内スポーツクラブの方とも連携しながら、教職員の方にとっても、そして生徒の皆さんにとっても、よりよい活動となるように教育委員会としても努力してまいりますので、よろしくお願いたします。

○議長（田中政治君）

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時45分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（田中政治君）

日程第4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

本日は、4日から始まりました平成30年第3回輪之内町議会定例会も最終日を迎えました。

本日までに平成29年度各会計の決算を初め、各種補正予算、条例制定、一部改正等を御審議いただきました。慎重審議を賜り、ありがとうございました。

本日は、去る9月4日に襲来した台風21号により被害を受けました公共施設等に係る災害復旧修繕工事の費用を急遽補正予算にて上程させていただきます。よろしくお願いたします。

議第43号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に補正予算規模としては1,534万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,560万6,000円と定めるものであります。

詳細の内容につきましては、この後、担当課長から御説明をいたします。

議案の説明につきましては以上でございます。御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（田中政治君）

日程第5、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）から議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定についてから議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 古田東一君。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成30年第3回定例輪之内町議会において本委員会に審査を付託されました案件について、9月11日午前9時30分より協議会室において全委員8人、執行部側より町長初め各関係課長ほか関係職員出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果をここに御報告いたします。

初めに、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分について、最初に総務課長の説明を求め、次に危機管理課長、次いで経営戦略課長からおのおの説明を受けました。

質疑に入り、土地購入費について、どのような内容で、購入価格の根拠は何かに対し、地主よりパターゴルフ場の土地905平米の売り渡しの申し出があったので購入しようとするものであります。課長以上で構成された公有財産運用委員会で審議し、購入価格が設定された。借地の残りは、あと2万257平米であり、プラネットプラザに15名の地主があるとのことであります。

次いで、危機管理課長から説明を受け、質疑に入り、犯罪被害者等の支援金とは見舞金のことであるのか、傷病者の判断は医師の診断書によるものなののかに対し、見舞金に当たるものであり、診断書により判断することになるとのことでした。

次いで、経営戦略課長から所管分について説明を受け、質疑に入り、臨時財政対策債の性質について委員の見解について確認があり、その性質について答弁があり、臨時財政対策債の発行を抑制している年度もあるが、発行可能額を全額発行すべきではに対し、借金には違いなく、また発行しても普通交付税の基準財政需要額に100%算入されることから、財政状況を勘案しながら、できることなら発行を抑制していきたいとのことで

した。臨時財政対策債は、発行可能額で計上しているとのことでした。

次いで、建設課長から所管分について説明を受け、質疑に入り、ブロック塀撤去補助に該当するブロック塀とはどのようなものかに対し、ブロック、れんが、石等の補強コンクリートブロックづくりの塀、門柱が対象とのことでした。仁木・大藪地区の通学路沿いのブロック塀の検査を実施した。外観調査において、147件のうち33件の危険箇所が判別した。町の施設で該当するのは、仁木小学校の門柱のみでした。福東地区の点検は、これからの予定とのことでありました。

工事請負費、福東排水機場施設修繕工事費についての説明があり、委員より、排水機運転方式について無人化できないか、ほか種々議論があり、反対討論がありましたが、採決の結果、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）の当委員会の所管分は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次いで、議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について審査し、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次いで、議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定についてを議題とし、危機管理課長から説明を受け、町長からも説明がありました。条例の上程は、警察のほうからの提案があったとのことでありました。

採決の結果、異議なしと認め、議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

閉会は11時40分でした。

以上で、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

福東排水機場を無人化できないかという議論があったということですが、なぜ無人化できないのかという答弁はあったのでしょうか。

○総務産業建設常任委員長（古田東一君）

それはありませんでした。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 森島正司君。

○文教厚生常任委員長（森島正司君）

続きまして、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成30年第3回定例議会初日の本会議におきまして本委員会に審査を付託されました案件につきましては、9月10日午前9時半から全員協議会室において文教厚生常任委員会を開催し、執行部側からは町長、教育長、参事、福祉課長、住民課長、教育課長及び担当職員、そして議会側からは全委員出席のもと審査を行いました。

審査は、議案ごとに各担当部署から説明を受けた後、質疑を行い、討論、採決を行いました。

その概要及び結果を報告いたします。

最初に、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分を議題とし、最初に住民課長から住民課所管分について説明を受け、審査を行いました。

戸籍住民基本台帳費の増額は、住基ネットシステムにおける新システムが開発されたことにより、従来の住基ネットワークシステムの再リースを取りやめ、新たに住基ネット直接連携システムに切りかえるための経費として、差し引き32万2,000円の増額となるものであります。

次に、福祉課長から福祉課所管分の説明を受け、審査を行いました。

障がい者福祉費及び福祉医療費について、平成29年度に交付を受けた国庫及び県支出金の精算で、超過分をそれぞれ国及び県に返還するものであります。

続いて、教育課長から所管分の説明を受け、審査を行いました。

今回の教育費の補正は、県が進めているふるさと魅力体験事業に参加する費用と、国からの2分の1の補助金で理科備品を購入しようとするものであります。

ふるさと魅力体験事業は、県より10分の10の交付を受けて、大藪小学校は美濃和紙の里会館、仁木小学校と輪之内中学校は岐阜かかみがはら航空宇宙博物館の体験学習を行うということであり、参加しない学校や、各学校で行き先が違っているのは、各学校からの要望に基づいた結果であり、今後も積極的に要望して実施していきたいということでありました。

理科備品の購入につきましては、福束小学校48万円、仁木小学校34万円、輪之内中学校131万円で、それぞれ人体模型、顕微鏡、真空計、気圧計等々、理科備品を購入しようとするものであります。なお、この事業は、国の2分の1の補助のみで県の補助はないということでありました。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）のうち当委員会所管分については、全会一致で原案のとおり可決すべ

きものと決しました。

次に、議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、住民課長から説明を受け、審査しました。

今回の補正は、退職被保険者等に係る保険給付費の療養諸費と高額療養費の負担金に不足が見込まれることから、それぞれ増額補正するものであります。その財源は、全て県支出金であります。

国保電算システムの改修は、国保制度の県化に伴うもので、その財源は前年度の繰越金で充当するため、歳入で繰越金に27万円を追加補正するものであります。

なお、当初予算の繰越金は、科目設定の1,000円のみで、補正後の予算額は27万1,000円となりますが、前年度決算における繰越金は3,756万1,000円となっております。その留保されている繰越金や基金の使用用途及び必要額については、平成30年度から国保制度が改正されたばかりであり、現在、検討中であるということでありました。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受け、審査を行いました。

今回の改正は、厚労省令で定める基準が改正されたことに伴う改正で、その主な内容は、教諭となる資格を有する者の規定の書きぶりの変更や、放課後児童支援員の資格等についての改正であります。

放課後児童健全育成事業とは、当町では教育委員会が主管する留守家庭児童教室が該当しております。今回の条例改正で支援員の資格要件が緩和されることになるが、その理由は、支援員の人材不足に対応するものではないかと推測しているということでありました。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、福祉課長から説明を受け、審査を行いました。

この条例改正は、国の基準が一部改正されたことにより改正するものであります。

家庭的保育事業とは、家庭的保育事業のほかに小規模保育事業、居宅訪問型保育事業などがあります。

家庭的保育事業は、ゼロ歳から3歳未満の児童を預かる事業で、定員が1名から5名

のもの、小規模保育事業は、家庭的保育事業と同じく、ゼロ歳から3歳未満の児童を預かる事業で、定員が6名から19名のものであります。居宅訪問型保育事業は、障がいや疾病の理由により集団保育が困難な児童に対し、児童の居宅で1対1の保育を行うものということでありました。

家庭的保育事業等は、岐阜市や高山市、多治見市などで実施例はありますが、当町では、事業の対象となるゼロ歳から3歳未満の児童はいるが、町のこども園で対応しているため、こども園以外での保育を必要とする児童はいないということでありました。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上が審査の概要及び結果であります。

これにて文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから、議第31号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の補正の中で5,000万もかけて福束輪中の排水機場の設備を更新するというのもかかわらず、時代の流れに逆らって、いまだに有人でやろうとしている。そのような改修に5,000万もかけるというのは、今後にわたって無人化はできないということにならざるを得ないというふうに思います。このような膨大な経費をかけてやるよりも前に、その無人化するというのもっと慎重に検討すべきではないかということで、今、これの予算を可決してしまえば、そのまんま進められてしまうということで、この再考を促すためにこれは反対したいと思います。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第32号 平成30年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第33号 平成30年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第39号 輪之内町犯罪被害者等の支援に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第40号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第40号 輪之内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 輪之内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

日程第6、議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、会計管理者から議案説明を受けた後、平成29年度決算特別委員会に審査を付託してあります。したがって、これから決算特別委員会委員長に審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員会委員長 高橋愛子君。

○平成29年度決算特別委員長（高橋愛子君）

平成29年度決算特別委員会委員長報告をいたします。

平成30年第3回定例議会初日の本会議において審査を付託されました案件について、9月6日、7日の両日にわたり、協議会室にて全委員出席のもと、執行部側より町長以下関係職員出席のもとに審査をいたしました。

審査は、決算書、決算説明書に基づき、各所管部署ごとに説明を求め、慎重に審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、本委員会に付託されました議第34号から議第38号までを一括議題といたしました。

議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定について、最初に議会事

務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、議長交際費について不用額が出ているが、従前からの型にはまった支出ばかりでなく、幅を持たせて支出をし、議長の活動範囲を広げることも必要ではないかに対し、いたずらに支出を抑えているわけではなく、内容を考慮した上で、公に説明できるものを適正に支出しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町有財産使用料の中で平成28年度の半分の使用料になっている利用者があるが、なぜかに対し、平成28年度は27年度と28年度の2カ年度分の収入であり、町有地の使用面積に変更はないとのことでした。

光熱水費の内訳はどのようなものであるのかに対し、電気代が440万1,631円、水道代が14万3,530円、ガス代が6万5,362円であるとのことでした。

町有施設全体での電気使用料等の経費削減に向けた検討を行っているのかに対し、町有施設を全体的に捉え、有利な情報があれば、その調査・研究を行い、導入するという方向性も考えているとのことでした。

ホームページの更新が遅いのではないか、ホームページの構成やその内容について検討をお願いしたいに対し、各担当課より総務課への依頼があり次第、随時ホームページの更新を行っており、今後も町民の方が見やすいホームページの運用に努めるとのことでした。

町有財産使用料の各営農組合の面積と契約方法はどのようなになっているのかに対し、海松新田営農組合が663平方メートル、本郷営農組合が2,075平方メートルの面積で、農業委員会が示している賃借料の基準に基づき契約しているとのことでした。

今後の町有財産の有効利用をどのように考えているのかに対し、今後の行財政改革を検討する中で、町の行政財産として将来的に一番有効な方法を模索していくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、危機管理課所管分について危機管理課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、各区にある消防ホースの購入に対する補助はあるのかに対し、補助事業はないが、消防団の消防ホースを更新する際に発生する使用済みホースを各区からの要望により提供しているとのことでした。

防災士の資格を取得した町民と町職員の人数の内訳は何名かに対し、町民75名、町職員95名で、合計は170名であるとのことでした。

防災士には義務と権限はあるのかに対し、防災士の資格は民間資格であり、義務や権限はなく、自発的な防災活動に取り組んでいただくことが基本であるとのことでした。

戸別受信機の普及率はどのようなものかに対し、9月5日現在で2,242台を貸し出

しており、普及率は68%であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、購入したプラネットプラザ内の土地の単価は幾らかに対し、1,000平方メートル当たり700万円で購入したとのことでした。

インナービューティーダイエット&農業コラボ事業について、将来的には無農薬野菜の認証を取得する予定なのかに対し、畑の土壌が変わるのに3年はかかると言われており、現段階で認証を取得することは難しいが、最終的に認証を取得し、安全で安心な野菜という付加価値をつけ、販路を広げていきたいというのがインナービューティーダイエット&農業コラボ事業実行委員会の委員さんの意向であるので、今後検討していくとのことでした。

当該事業について、インナービューティーダイエット協会のみに出荷しているのかに対し、名古屋市にあるオアシス21にも出荷しているとのことでした。

当該事業について、出荷した野菜は何種類かに対し、平成29年度は77種類の野菜を作付し、出荷したとのことでした。

当該事業について、この事業は今後も継続していくのかに対し、この事業は3年目になるが、今後も続けてもらいたいと考えているとのことでした。

輪之内カレンダーは毎年作成しているのかに対し、毎年、輪之内町をPRできるカレンダーを作成し、国や県などの公共機関に配布しており、平成29年度は丸毛兼利のイラストを描いたものをカレンダーにしたとのことでした。

普通交付税が減額になった要因は何かに対し、前年度と比較して基準財政収入額も需要額も増額となったが、需要額の伸びよりも収入額の伸びが大きかったため減額になったとのことでした。

普通交付税で基準財政収入額が伸びた要因は、町税の収入増によるものかに対し、そのとおりであるとのことでした。

まちづくり創生アイデア募集事業は決算説明書に記載していないが、実施しなかったのかに対し、事業は実施したが、アイデアの応募が1件しかなく、応募のあったアイデアについて輪之内町総合戦略推進委員会で採択するか検討した結果、不採択となったため、予算は不執行となったとのことでした。

まちづくり創生塾講演会についても決算説明書に記載していないが、実施しなかったのかに対し、平成28年度は18歳以上30歳未満の方を募集し、応募があった男性5名で、講演会形式ではなく、ディスカッション形式で地域活性化等について議論し、町に提言をいただいた。18歳以上30歳未満の方を募集したが、応募があったのは男性5名であった。平成29年度は女性をターゲットにしようと、18歳以上30歳未満の女性を募集したが、応募がなかったため、予算は不執行となったとのことでした。

なお、委員より、小・中学生からもアイデアを募集することにより、輪之内町に関心を持つことで郷土愛が生まれ、その児童・生徒たちが大人になったときに、そのときの行政に携わった経験が行政への関心につながると思われるので、今後、一考したらどうかとの提言がありました。

「就職・転職フェア」の来場者で実際に就職まで至った人数は何人かに対し、平成27・28年度に来場された方は延べ276名で、そのうち16名が就職まで至ったとのことでした。

基金に積み立てができるということは財政的に余裕があるのではないかに対し、平成29年度末の基金残高は、全会計の合計で23億787万5,000円、それに対して借入金の合計残高は73億4,000円であり、余裕があるとは言えないが、余裕がなくても実施しなければいけない事業はあるので、事業を取捨選択し、財政指標等も勘案しながら財政運営をしていきたいとのことでした。

下水道事業債の借入金を除けば財政に余裕があるように思えるがどうかに対し、借入金残高37億8,393万5,000円に対して基金残高は3,303万円しかなく、基金にお金がなければ一般会計から下水道事業会計に継続的に繰り入れることを視野に入れなければならないので、中・長期的に見れば一般会計に余裕があるとは言えないとのことでした。

そのほか、町のマスコットキャラクターや歌など、過去からものものを一元管理して、その活用方法を見直してはどうかとの提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、町民1人当たりの所得はふえているのかに対し、1人当たりの所得は把握できないが、1人当たりの税額については、平成29年度は平成28年度と同額の8万7,000円であるため、所得も横ばいで変わらないとのことでした。

催告書、警告書の件数がふえているのは悪質な滞納者がふえているのかに対し、悪質かどうかは判断できないが、滞納者に対しては、聞き取り調査、預金調査、必要があれば差し押さえ等を行い、対応しているということでした。

不納欠損の増減はどうかに対し、平成28年度と比較して平成29年度は8人増、65万4,000円増であるとのことでした。

雑種地の評価は宅地並みかに対し、資材置き場や未舗装の駐車場は、宅地評価額の8割、太陽光は6割等、利用状況により宅地の比準割合を定めているとのことでした。

土地評価は何を根拠に定めているのかに対して、毎年1月1日を基準日として、町の土地評価事務取扱要領により現況で評価している。雑種地評価については、平成30年、評価がえの年に詳細を定めたとのことでした。

土地の評価に不服がある場合はいつまでに審査請求ができるのかに対して、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内に審査の申し出をすることができると

のことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計室長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、デマンドバスの運行費補助金額は幾らかに対し、自主運行バス運行費補助金2,818万8,000円のうち、1,354万8,367円とのことでした。

地域間幹線系統確保維持費補助金とは何かに対し、自主運行バス輪之内線に係る運行費に対するものとのことでした。

グラウンドワーク輪之内の行っている事業とは何かに対し、年2回の大樽川清掃や、ビオトープの管理、ふれあいフェスタに出展しているなどとのことでした。

公害防止協定の中に水質検査の報告義務は行うようにしているのかに対し、行うようにしているとのことでした。

環境学習とはどのような内容かに対し、小学生が対象で、小学校の近くの水路で生物を採取し、生物の生態について岐阜大学の伊藤准教授より講義を受けるとのことでした。

今年度の地域協働水質改善協議会の主な内容はどのようなものかに対し、一般住民を対象とした環境学習を行う予定であるとのことでした。

エコパークで回収したものの内訳は何かに対し、紙類、ペットボトル、瓶、缶などとのことでした。

一般廃棄物収集運搬委託料1,545万4,000円の算出根拠は、また随意契約の理由は何かに対し、算出根拠は、運転手費と作業員費と車両費を足して日数で掛けた額である。随意契約の理由は、町内の業者であり、30年来の経験がある。また、集積場の位置や分別方法などを熟知しているなどが理由であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、広域入所の利用人数とその委託先はどこかに対し、29年度は4名が利用しており、海津市の庭田保育園が2名、養老町の池辺保育園が1名、一宮市のあんず保育所が1名とのことでした。

こども園に保育教諭は何人いるのかに対し、正規保育教諭は25人で、そのうち育児休業中の者が2人いる、あわせて臨時保育教諭が29人いるとのことでした。

また、保育教諭は必要な人数を満たしているのかに対し、ゼロ歳児の場合は園児3人に対して保育教諭1人というように、園児の年齢と人数に応じて配置する保育教諭の人数が定められており、その配置基準は満たしているとのことでした。

西濃清風園の入所にはどのような条件があるのかに対し、病気がなく、介護を必要としない自立した生活を送ることができる65歳以上の高齢者で、かつ低所得者などの条件

があるとのことでした。

デマンドバス運行費補助金とはどのような補助金なのかに対し、100円の回数券11枚つづりを通常1,000円で購入するべきところを、65歳以上の方はバス会社から500円で購入していただく、残りの500円分を町からバス会社に補填する形の補助金とのことでした。

老人クラブの団体数はどれだけあるのかに対し、平成28年度は20団体であったが、1クラブが休止となったため、平成29年度は19団体になったとのことでした。

老人クラブから休止の申し出があったときに理由などを聞いているのかに対し、会長のなり手がなく、代表者が決まらなかったため休止になったと聞いているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、街路灯の新設数と合計本数は何基であるのか、またそれは商工会で管理しているのかに対し、新設は29基、合計で571基となった。全て商工会で管理すべく、各区から商工会へ移す手続中であるとのことでした。

多面的機能支払交付金事業では農地の維持補修に関することにもっと活用してほしいに対し、平成30年度より畦畔維持管理に関して別事業を考えているとのことでした。

ホッとステーション「わのうち」の運営に必要な支出金額は幾らかに対し、サロン等の運営委託料として町社会福祉協議会に490万4,000円、店舗使用料として所有会社に149万6,000円、光熱水費等として58万3,000円支出しているとのことでした。

機構集積協力金の内訳はどのようになっているのかに対し、地域集積協力金を3法人に1,567万円、経営転換協力金を34人に1,142万1,000円、耕作者協力金を19人に124万3,000円交付した。地域集積協力金の積算は、10アール当たり5万円に新規集積率を乗じた額とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、土地改良課所管分について土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、耕作条件改善事業について、どのような地区が該当するのか、中郷新田地区は該当するのかに対し、農地中間管理機構を活用すれば、ほ場整備の実施の有無は問わない。中郷新田地区は、土地改良中期計画に上げてあるので、県に採択されれば実施されるとのことでした。

再ほ場整備事業で地元負担があるのかに対し、農地の集積率に応じて最大で12.5%の国の補助があるので、実質地元負担はなくなるとのことでした。

四郷南部地区では均平化とほ場整備が実施できるのかに対し、制度上、両事業を実施できるが、四郷南部地区については再ほ場整備事業のみ要望しているとのことでした。

また、ほ場整備後の管理を考え、町内のほ場整備実施済みの地区の事例も参考に今後

の計画を立ててほしいという提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、各区からの建設要望に対する実施割合はどの程度か、また未実施に対する区への回答はしているのかに対し、平成29年度末で約7%の実施率で、未実施に対する回答は、問い合わせがあった場合は回答しているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育委員会所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、生涯学習事業のコンサートについては、チケット収入が事業費の半分しかないが、今後も継続していくのかに対し、毎年楽しみにしてみえる方も多く、今後も継続していく予定であるとのことでした。

小学生鹿児島派遣事業については、今後も継続していくのか、また特定の学校との交流なのかに対し、鹿児島派遣事業は継続していく。また、交流する学校については、鹿児島市と協議の上、決めていくとのことでした。

輪之内町図書館の蔵書冊数の内訳及び特色はあるのかに対し、一般書5万9,031冊、児童書が2万8,534冊あり、特色といったものはないが、利用者のニーズに応じて図書を選定し、町民にとって利用しやすい図書館を目指しているとのことでした。

エレベーター保守点検は必要かに対し、法定点検となっているため必要であるとのことでした。

米飯給食の状況はどのようになっているのかに対し、米飯は月・水・金に実施しており、月の消費量は約1トンであるとのことでした。

米の購入先を地元の営農組合等からできないのかに対し、学校給食会の単価を下回り、納入方法などの条件が合えば可能であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第34号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第35号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額とはどのようなものかに対し、地方自治法第233条の2の規定は、各会計年度において決算上、剰余金を生じたときは翌年度の歳入に編入しなければならないが、ただし、条例の定めるところにより、剰余金の全部または一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができるようになっており、3,000万円の基金繰入額は、町基金条例第2条の国民健康保険特別会計の事業勘定において、毎年度決算上、剰余金を生じたと

きは、その全部または一部を積み立てるものとするということを適用したものであるとのことでした。

地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額3,000万円の根拠は何かに対し、実質収支額6,700万円のうち、国の療養給付費等負担金及び社会保険診療報酬支払基金の療養給付費交付金の精算返還金約3,700万円を差し引いた額であるとのことでした。

基金は幾らまで積み立てるのかに対し、国民健康保険の新制度が始まったばかりであるため、ほかの事例を参考にして適正な基金残高を把握できるよう努めていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第35号についての質疑を終結し、討論に入り、委員から、国からの補助を無視して6,000万円の余剰を出したが、基金に積むのではなく、所得の低い人のために国民健康保険税を下げるべきであるとの反対討論がありました。

異議があるので挙手により採決を行いました結果、賛成多数で、議第35号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第36号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、被保険者のうち65歳から75歳未満の一定の障がいのある方とはどのような方なのかに対し、身体障害者手帳3級以上、精神障害者手帳2級以上の方などが該当するとのことでした。

一定の障がいがある場合は、65歳になると自動的に後期高齢者医療保険に加入することになるのかに対し、後期高齢者医療保険に加入する前は国民健康保険や社会保険に加入していると思われるが、条件を満たす場合に、本人からの申請により後期高齢者医療保険に加入できるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第36号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第36号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第36号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第37号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定について、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

議第37号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第37号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第37号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、浄化センター管理費で汚泥の処分量と搬出先はどこかに対し、処分量は約488トン、搬出先は、大垣市上石津町の株式会社りゅういきとのことでした。なお、株式会社りゅういきでは、中間処理（乾燥）をしているとのことでした。

利用者が何%になれば運営していけるのかに対し、約60から70%は必要とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

議第38号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、議第38号についての採決を行いました結果、全委員異議なく、議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で、平成29年度決算特別委員会に審査付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、決算特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午後0時01分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第34号 平成29年度輪之内町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第35号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

国民健康保険が30年度から県が主体になってくるというようなことで制度改正になりまして、それに伴って、国のほうからも補助金がずうっと出ていると。その補助金を充当すれば、もっと国保税を安くすることができた。結局、そういうことをせずに従来どおりの国保税の算出方法で算出されて、そして結果的に6,000万円もの余剰金を出してしまったということでありませう。

本来、被保険者は、国保税が高くて税金も払えない、滞納者がふえているというときに、そちらのほうに回すべきであるのににもかかわらず、それをせずに余剰金を出してしまい、それをまた基金に積み込んでしまうと。その目的もまだ明確でもないのにもかかわらず、1億3,000万円もため込んでしまったと、こういうのは認めることができない。私は反対であります。

○議長(田中政治君)

ほかに討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(田中政治君)

8番 森島光明君。

○8番(森島光明君)

国保税を安くすれば滞納が減るというわけでもないと思いますが、今、全国で国保税の滞納額1,500億円ほどあると聞いております。その中で国保会計というものは低所得者に対する軽減措置、あるいは先ほど話がありましたが、国や県からの財源も多く入っておりまして、歳出がふえれば保険税がふえる、これは制度上やむを得ないことでございます。

また、保険事業の財源が不足したときに基金を使われるわけですが、その国保の健全な運営をするための基金でありますので、本案は認定することに賛成します。

○議長（田中政治君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで討論を終わります。

これから議第35号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立6名）

○議長（田中政治君）

起立多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これから、議第36号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第36号 平成29年度輪之内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第37号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第37号 平成29年度輪之内町児童発達支援事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これから、議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第38号を採決します。

本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第38号 平成29年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

○議長（田中政治君）

日程第7、議第43号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第43号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書1ページをお開きください。

議第43号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。平成30年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,534万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,560万6,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年9月14日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

2ページから3ページの第1表は、先ほど第1条にごさいました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

それでは、補正の内容について順次御説明申し上げます。説明につきましては、お手元に別途配付の事項別明細書で説明をさせていただきます。

先ほど町長の提案説明にもごさいましたが、今回の補正予算は、9月4日に襲来した台風21号により当町の公共施設等でも被害が発生しましたので、それぞれ修繕工事をするための費用等を計上するものでございます。

それでは、4ページをお開きください。

款2.項1.目3.広報費12万5,000円は、町内3カ所の広報掲示板が破損いたしましたので、3カ所の修繕及び1カ所の撤去費用を計上するものでございます。

次に、目7.財産管理費114万9,000円は、庁舎の車庫のシャッターや、屋上の冷媒配管や、フェンス、窓ガラスなどを修繕するための費用を計上するものでございます。

次に、目10.生活安全対策費308万9,000円は、カーブミラー59カ所、警戒標識30カ所の取りかえや修繕するための費用を計上するものでございます。

次に、5ページをお開きください。款3.項3.目1.児童福祉総務費の23万1,000円は、児童センターの外壁を修繕するために費用を計上するものでございます。

次に、目4.児童福祉施設費7万5,000円は、仁木こども園の窓ガラスを修繕するための費用を計上するものでございます。

次に、6ページをごらんください。款4.項2.目2.美化推進費238万9,000円は、民家等から発生した災害ごみを、不燃ごみは西南濃粗大廃棄物処理組合へ、木材・竹等は揖斐郡の森林組合へ、可燃ごみは西濃環境整備組合へ、それぞれ運搬するための費用等を計上するものでございます。

次に、目3.廃棄物処理施設費213万9,000円は、最終処分場を囲っているトタン及びネットフェンスを修繕するための費用を計上するものでございます。

次に、7ページをお開きください。款5.項1.目7.町民センター管理費12万8,000円は、屋上のかさ木や空調機のルーバー、2階の外灯を修繕するための費用を計上するものでございます。

次に、8ページをごらんください。款7.項2.目2.道路維持費100万円は、道路上の倒木を応急処置で道路際によけておりますが、その倒木の撤去費用を計上するものでござ

います。

次に、9ページをお開きください。款8.項1.目5.防災センター管理費24万8,000円は、仁木コミュニティ防災センターの空調機の室外機及び駐輪場、福東コミュニティ防災センターの窓ガラスを修繕するために費用を計上するものでございます。

次に、10ページ、款9.項1.目3.プラネットプラザ管理費189万9,000円は、屋外照明3カ所とインターロッキングの修繕及び倒木の撤去費用を計上するものでございます。

次に、11ページをお開きください。款9.項2.目1.小学校管理費234万2,000円は、仁木小学校では、屋内運動場の屋根や普通教室のガラスなど計8カ所、福東小学校では、体育倉庫のシャッターや屋内運動場入り口の学校銘板など計3カ所、大藪小学校では、体育倉庫のシャッターや校舎の児童玄関など3カ所を、それぞれ修繕するために費用を計上するものでございます。

次に、12ページ、款9.項3.目1.中学校管理費の19万5,000円は、倒木の撤去費用を計上するものでございます。

次に、13ページ、款9.項6.目2.体育施設費33万6,000円は、テニスコートの防風ネットの修繕や倒木の撤去費用を計上するものでございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。戻って恐縮でございますが、3ページをごらんください。

款9.項1.目1.地方交付税の普通交付税1,534万5,000円は、歳入歳出総額を調整するために、今回の歳出補正予算計上額と同額を財源として計上するものでございます。

以上で、議第43号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）についての説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

7番 北島登君。

○7番（北島 登君）

先ほど倒木の撤去費用とか申されましたんですけど、その倒木、中学校ですかね、これは撤去した跡に植栽はなされるのか、なされへんのか、その費用も入っておるのか、入っておらんのか、これをちょっと説明してください。

○議長（田中政治君）

教育課長 中島良重君。

○教育課長（中島良重君）

今のところ植栽の予定はございません。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回計上されておるのは公共施設だけですけれども、町民の被害状況というのは把握されているかどうか。けが人とか、もちろん死者はなかったと思うんですけれども、そういうこと、あるいは家屋の倒壊とか、民家のそういう被害というものは把握されているかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

町民の方々の被害でございますが、ちょっと手元に詳細な記録、資料を持ち合わせておりませんので私の記憶でございますが、人的被害は、報告が入っておりません。家屋につきましては、大藪のほうで1棟、屋根が飛んだと、瓦じゃなしに屋根そのものが飛んだという被害の報告は受けております。それ以外は、屋根瓦が飛んだとか、そういった被害にとどまっております。

何しろ今回は、やっぱり一番痛かったのは、停電時間が一部の地域で長引いたと、約丸1日ということで、その間の2次的被害といいますか、冷蔵庫等が使えなくて、その中の食品等を廃棄せざるを得なかったというような報告も入っております。

あと、農地等については、ハウス等についてビニールが飛んでしまったとか、ハウスそのものが倒壊したというのが1棟だったと思いますが、そういった報告が入っております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

その民間の被害に対する見舞金とか、そういうようなことは今のところはないかもしれませんが、そういう今後、今回のような甚大な被害が出た場合に、町民への救済措置としてそういうことも必要になる場合もあるんじゃないかと思うんですけれども、今はないかもしれませんが、今後、そういう町民に対する被害補償を何か補填するような、町として支援していくというような考え方というのはあるのかなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

経営戦略課長 荒川浩君。

○参事兼経営戦略課長（荒川 浩君）

その件については、結論から申し上げますと、今のところは考えておりません。皆さん、各個人の財産を保全するために、各種そういった損害保険に入ってみえると思いますので、そちらのほうで御対応いただければと思います。

先ほどのそういった支援等につきましては、国レベルでいえば、激甚災害等に指定されれば、それなりに政府からそういったお金が交付されるという制度がありますけれども、そういったことで対応されたいということで、町独自のそういった見舞金制度等の創設については、今のところ考えはございません。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議案第43号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 平成30年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（田中政治君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託をし、閉会中の継続調査にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

○議長（田中政治君）

これで本日の日程は全部終了しました。

平成30年第3回定例輪之内町議会を閉会します。

11日間にわたり熱心に審議され、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さんでした。

（午後1時20分 閉会）

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年9月14日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 小 寺 強

署名議員 森 島 正 司